

7. 重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画 概要

構成資産及び 構成要素名	富士御室浅間神社		
文化財の名称	富士御室浅間神社本殿1棟 附 棟札1枚	文化財の種類	重要文化財
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	重要文化財富士御室浅間神社本殿は、修験や登拝など富士山信仰の拠点として位置付けられ、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ OUVの『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産である。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1924年	史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。	
	1952年	富士御室浅間神社の境内の名勝としての仮指定は解除された。	
	1973～1974年	吉田口登山道二合目に存在した本宮の本殿が、河口湖畔の里宮の地に移築された。	
	1985年	文化財保護法の下に、本宮から里宮へと移築された本殿が重要文化財として指定された。	
	2011年	文化財保護法の下に、本宮及び里宮の2箇所から成る富士御室浅間神社の境内が史跡として指定された。	
3. 保存管理の 基本指針	(1) 富士御室浅間神社本殿については、文化財としての本質的価値を明らかにし、これを適切に維持・管理するための管理方法、現状変更等の取扱基準を定める。 (2) 富士御室浅間神社里宮境内地には、富士御室浅間神社本殿の他に、宗教活動上欠かせない施設や自然環境があり、これらについても適切な環境保全に努める。 (3) 建物自体の公開に留まらず、同境内に所在する博物館施設である勝山歴史民俗資料館の展示内容の充実を図るよう検討する。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ¹	(1) 文化財の構成 i) 富士御室浅間神社本殿1棟 附 棟札1枚 (2) 一体となって価値を形成する物件 i) 富士御室浅間神社里宮境内地 境内地は、本殿移築後に復元整備された中門、翼廊及び囲壁、本殿とともに移築された摂末社、富士御室浅間神社里宮の本殿、幣殿、拝殿、随神門、鳥居、摂末社、玉垣やその他の神社に關係する構造物を含む。		
5. 保存管理の 方法(本質的 価値を構成す	(1) 文化財 1) 保存管理の方法 i) 富士御室浅間神社の神職による境内地全域にいたるほぼ毎日の清掃・整頓のほ		

¹ 本質的価値を構成する要素；重要文化財富士御室浅間神社の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である富士御室浅間神社(構成資産 8)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)55ページ図38及び本包括的保存管理計画(分冊1)42ページ図7を参照されたい。

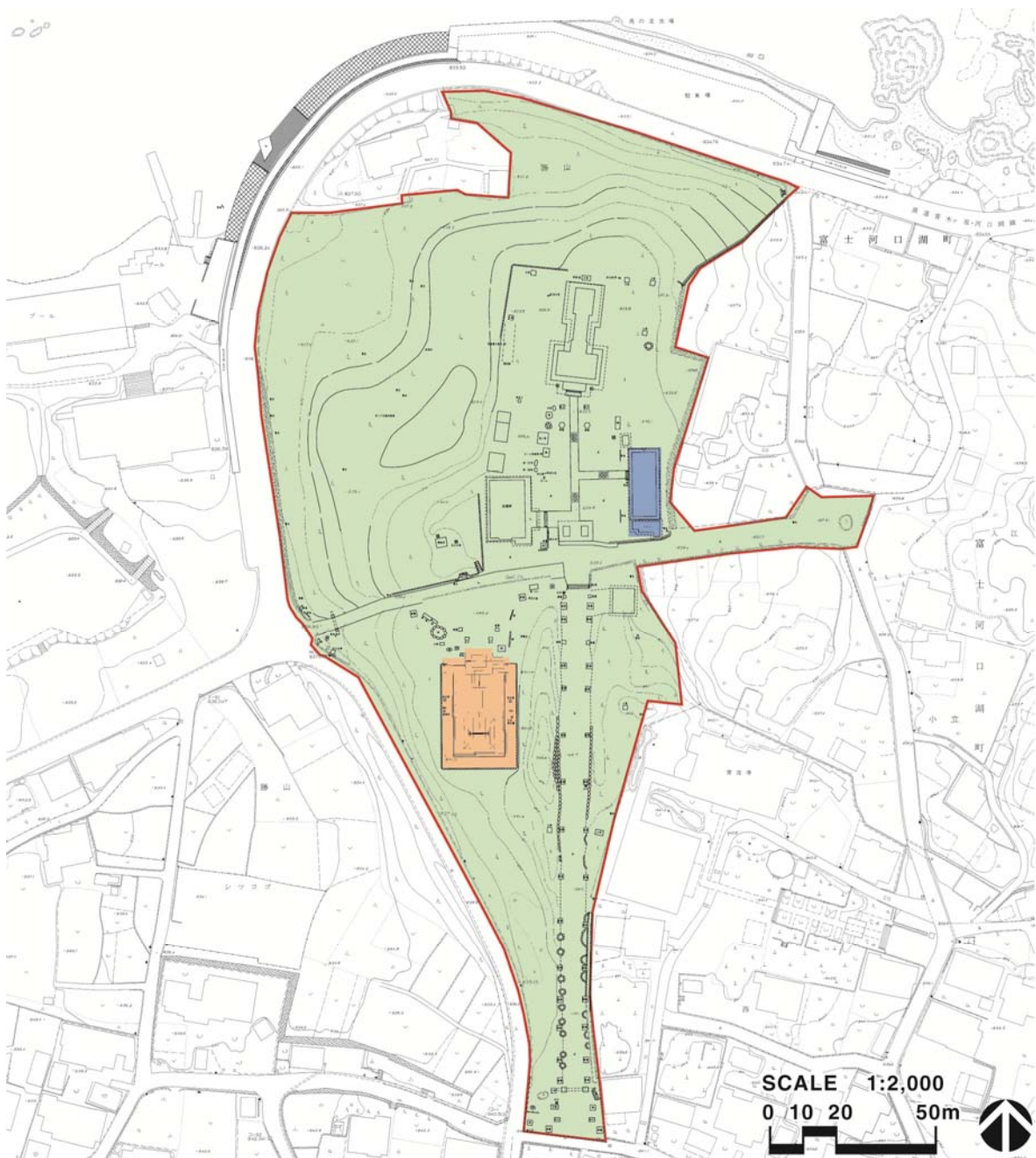
る要素)	か、氏子・神社関係者による毎月1回の境内地清掃・整頓を行う。 ii) 年一回の身舎内清掃時に神職、氏子総代の立会いのもと扉の開閉を行い、日照・通風を確保する。 iii) 神職、氏子総代によって蟻害、虫害、腐朽の点検を行い、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。 iv) 神職、氏子総代によって風水害による被害状況の有無を確認する。 v) 盗難防止のため、常時、施錠を行う。放火等の防止のため、神職、氏子、神社関係者による巡回のほか、侵入防止のための機械警備の設置を検討する。 2) 建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為) i) 基礎 a) 境内地の清掃時により枯葉等を除去し、基礎に堆積しないように努める。 b) 樹木、地被類の手入れ(剪定、除草、草刈、補植、消毒等)を行い基礎への影響を防止する。 ii) 中門、翼廊及び囲壁によって区画される範囲 a) 祭儀に関わる行為(もしくは信仰上の理由の伴う行為)を除き、原則として囲壁内に物を入れない、置かない。 iii) 回り及び床下 a) 軒下に物を入れない、置かない。 b) 軒回りが雨露に曝された場合の水分を除去する。 iv) 外壁 a) 木材壁の亀裂、破損、剥離箇所が発見された場合は補修を検討する。 b) 大規模な場合(所有者の手に余る場合)の連絡を徹底する。 v) 内壁 a) 点検によって割れが発見された場合は補修を検討する。 b) 大規模な場合(所有者の手に余る場合)の連絡を徹底する。 vi) 床 a) 原則として、重量物を持ち込まない。ただし、耐火設備等の防災に関わる構造物はこの限りではない。 b) 物を移動する際に、引きずったり衝撃を与えたりしない。 vii) 建具 a) 開閉時の取扱い注意。 b) 金具類(長押、扉等)の手入れ。 c) 向拝、高欄、木階及び浜縁等の露出部の掃除。 viii) 金具類 a) 錆に対する注意(水に濡らさない、汚れの除去)。 ix) 塗り及び色彩
------	--

¹ 富士御室浅間神社境内地;保存区域、保全区域の2つの区域に区分。区域区分は本包括的保存管理計画(分冊1)87ページ表13及び本包括的保存管理計画(分冊1)88ページ図21を参照されたい。

	a) 祭儀を除く摩耗退色を促進させる行為の制限(祭儀を除いて、立入りを禁ずる)。 (2) 富士御室浅間神社境内地¹ 1) 保存区域 i) 原則として新たな建造物は設けず、建造物及び雨落の保存のみ行う。なお、土地の形質変更は、防災上必要な場合に行う。 2) 保全区域 i) 史跡として景観に調和するようのその周辺の維持・管理に努める。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) 重要文化財(建造物)の現状を変更する行為 1) 現状変更の許可を要する行為は想定されていない。 (2) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為 1) 周辺樹木の根株を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為等については、現状変更の許可を要する行為として想定される。
7. 整備・活用の方針	(1) 現在においても、宗教活動の場として活用される。富士御室浅間神社本殿を含め信仰形態(もしくは無形の文化財)を末永く後世に伝承させるよう努める。 (2) 現存する希少な建築意匠を常に鑑賞できるよう公開する。 (3) 勝山歴史民俗資料館の常設展示等にも関連付け、生涯学習の拠点のひとつとしての活用を図るとともに、関係団体や市民主導型のイベント等にも柔軟かつ積極的に利活用を促し、管理者である富士河口湖町は活動支援に取り組む。

表13 富士御室浅間神社における区域区分

区域の区分	対象区域
保存区域	富士御室浅間神社本殿と中門、翼廊及び囲壁によって区画される敷地。
保全区域	富士御室浅間神社里宮境内地(宅地除)。
施設整備区域	勝山歴史民俗資料館及びトイレ施設の敷地。



凡例

- 保存区域
- 保全区域
- 施設整備区域

資産範囲

Key plan

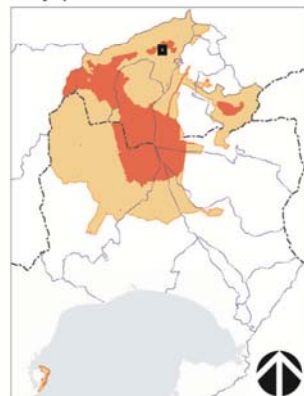


図21 富士御室浅間神社 区域区分図

8. 名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画 概要

構成資産又は 構成要素名	富士山城の一部(西湖、精進湖)、河口湖		
文化財の名称	富士五湖	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	西湖、精進湖、河口湖を含む名勝富士五湖は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の要素であり、いつの時代においても変わらずに富士山信仰における巡礼地とされた湖沼である。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1952年 名勝としての仮指定は解除された。 2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。		
3. 保存管理の 基本指針 ※基本方針は、 富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖 に共通であ る。	(1) 富士五湖の指定区域周辺には、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、富士五湖の保存管理に当ってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重することとする。 (2) 特別名勝富士山と富士五湖を含む周辺地域は国内外において有名な観光であり多くの観光客が訪れているので、これらの人々に対する安全対策には最大限配慮することとする。 (3) 富士五湖の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、それぞれ適切な保存管理の方法を示す。 (4) 富士五湖の文化財としての指定地域は、文化的・自然的価値の在り方や住民の生活・生業との関わり方は必ずしも一致しない。したがって、指定地域の特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。 (5) 富士五湖の指定区域は周辺の環境とも密接な関係を持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保存の在り方を示す。 (6) 富士五湖を国民共有の文化財としてその価値を共有できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。 (7) 富士五湖の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等の在り方及びその運営方法等について示す。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ¹	(1) 西湖 1) 自然的要素 i) 水質・地質学要素 a) 西湖本体(面積、水深、水質) b) 地質・湖底・湖岸(青木ヶ原溶岩流、スコリア、砂礫、泥、火山砂など)		

¹ 本質的価値を構成する要素; 名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産「富士山」の構成要素である西湖(構成要素 1-7)及び精進湖(構成要素 1-8)、構成資産河口湖(構成資産 12)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)95ページ図22～図24を参照されたい。

	c) 富士山の溶岩流(青木ヶ原溶岩流) (2) 精進湖 1) 自然的要素 a) 精進湖本体(面積、水深、水質) b) 地質・湖底・湖岸(青木ヶ原溶岩流、スコリア、砂礫、泥、火山砂など) c) 富士山の溶岩流(青木ヶ原溶岩流) (3) 河口湖 1) 自然的要素 a) 河口湖本体(面積、水深、水質、地質学的位置、火山学的形成過程) b) 地質・湖底・湖岸(船津溶岩、東剣溶岩、スコリア、砂礫、泥、火山砂など) c) 富士山の溶岩流(船津溶岩流、東剣溶岩流、大嵐溶岩流)
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	自然的要素は、その秀逸な景観を構成する要素であることから、名勝富士五湖の本質的価値の基盤を成すものである。特に指定地外でも、指定地に接する地域の中で原生的な自然環境が残る地域については、現状を維持するように求める。その際には、住民の生活との調和に十分配慮することとする。人工林については、林業等の継続にも配慮しつつ、良好な森林景観の維持に努める。また、貴重な火山生成物や植生などの調査を行い、県又は関係市町村が天然記念物の指定を行うなど、それらの適切な保護について検討を行う。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、色彩の変更 1) 建築物の新築は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令(河川法、自然公園法、森林法等、以下同じ)で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の新築が必要と認められたもの。 2) 建築物の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の改築又は改修が必要と認められたもの。 3) 湖水面への建築という点については特殊な事例のため、現時点で存在していない建築物については、取り扱いについてその都度検討することとする。

- 4) 建築物の屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦げ茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。
- 5) 建築物の壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。
- 6) 既存する建築物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。
- (2) 工作物¹の設置、増築、改築、修理、移転、除却、色彩の変更
- 1) 栈橋
- i) 新規設置は認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で許可する。
- a) 他法令で新規設置が認められたもの。
- b) 他法令等に基づく指導によるもの。(統合栈橋等)
- ii) 栈橋の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。
- a) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。
- b) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。
- c) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、栈橋の改築又は改修が必要と認められたもの。
- 2) 道路²
- i) 新規設置及び拡幅は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。
- ii) 道路を改修する場合は、他法令で認められたものを認める。その際には風致景観の保護に十分配慮する。
- iii) 道路に付帯する工作物(交通標識、ガードレール等)の新規設置は、この地区以外ではその目的を達成できない場合に認める。改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととし、風致景観の保護に十分配慮する。
- 3) 広告物等

¹ 工作物; 名勝富士五湖保存管理計画(河口湖、西湖、精進湖)では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物側溝、道路安全施設(例えば、道路標識、信号機、外灯、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、歩車道境界ブロック等)、③指導表示物(例えば、救急表示板、緊急表示板、指示表示板、文化財等説明板、文化財等説明碑等)、④水中及び水面工作物(例えば、栈橋、生簀等)、⑤屋外広告物(例えば、看板、立看板、広告塔、広告旗、栈橋広告、遊覧船及びボート広告等)、⑥計測機器(例えば、地中温度計、水中温度計、水位測定器、雨量計、実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(例えば、侵入防止柵、落石防護柵、柵席防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(例えば、砂防ダム、谷止め工、導流堤、堰堤等)、⑨記念碑、慰霊碑等、⑩その他の工作物(例えば、テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

² 道路; 道路(例えば、一般交通の用に供する車道、歩道等)及び道路施設(例えば、道路に伴うトンネル、橋梁等の構造物)

i) 新規設置は認めない。ただし公共施設への誘導看板については、他法令で認められたものを認める。

ii) 工事に伴い設置される安全確保を目的とした看板(告知看板、工事注意看板、迂回路案内看板等)は、期限を限って認める。

4) 生簀、漁礁

i) 新規設置は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

ii) 生簀、漁礁の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 他法令で認められている行為に伴い、生簀、漁礁の改築又は改修が必要と認められたもの。

5) その他

i) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみに新規設置を認める。但し、その際には、風致景観の保護に十分配慮することとする。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

ii) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみに改築または改修を認めるが、従前の規模を維持することとする。許可が必要な改築または改修の規模、またやむを得ず規模の拡大が必要になった場合については、事前協議を行ない、風致景観の保護に充分配慮することが確認された上で、許可行為に該当するか否かの判断、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

iii) 湖水面¹への工作という点については特殊な事例のため、現在ない工作物についてはその取り扱いについてその都度検討することとする。

iv) 工作物の色彩は、周囲の風致景観と調和するものとする。

v) 電柱、鉄塔等は原則として焦げ茶色とする。

vi) 既存する工作物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。

(3) 土地の造成、掘削、切土、盛土等、土地の形質の変更

1) 干拓、土地の掘削、形質の変更等などは、原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

¹ 湖水面;水面及び水中、また湖底地を含む。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、干拓、土地の掘削、形質の変更等が必要と認められたもの。

2) 浚渫行為は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 防災上必要と認められたもの。

iv) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、浚渫行為が必要と認められたもの。

3) 浚渫行為に伴い発生する残土の処理は、他法令で認められる範囲内で認める。

4) 埋蔵文化財包蔵地等(鵜の島遺跡等)に対する学術研究を目的とした調査に伴う掘削行為は他法令で認められる範囲内で認める。

5) 学術研究(地質分析等)や他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)、また治水目的の河川工事等に伴い、必要と認められた湖底ボーリング調査は、他法令で認められる範囲内で認める。

(4) 木竹の伐採(枝切り及び伐木)

1) 木竹の伐採は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。

i) 他法令で認められている行為(森林施業等)に伴い、木竹の伐採が必要と認められたもの。その際は地域の風致景観に配慮した施業とし、貴重な樹木については、極力保全を図る。

ii) 風致景観の保護に関わるもの。展望を確保するための伐採は、必要最小限の範囲にとどめる。

(5) 植物の採取(枝・葉・種子等のみの採取も含む)

1) 植物の採取は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。(その際にはレッドデータブック等に記載されている絶滅危惧種などの保護にも配慮する。)

i) 水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術研究等の関わるもの。

ii) 風致景観の保護に関わるもの。

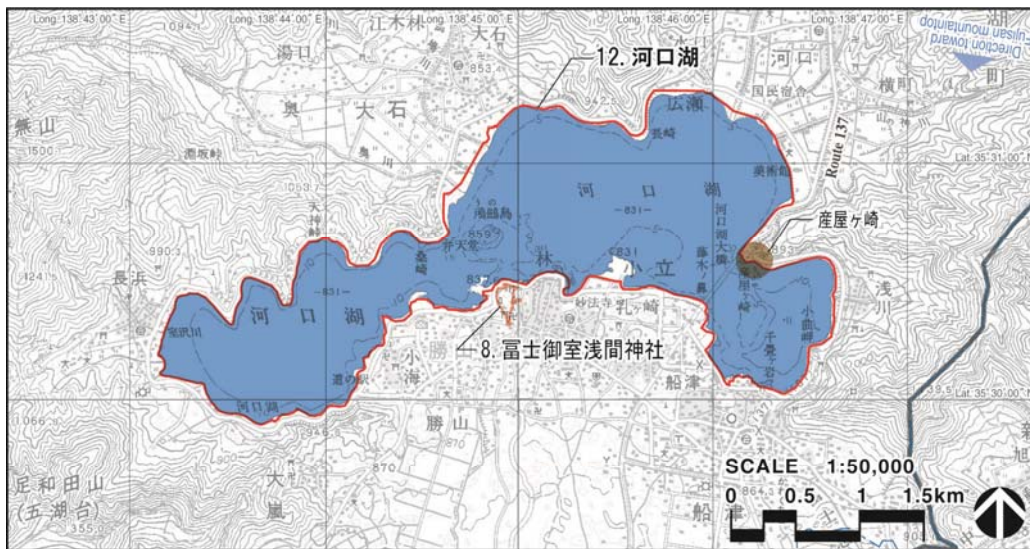
iii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。

iv) 湖底に分布するフジマリモは山梨県指定天然記念物であるため、学術研究等を目的とした採取を行う際は山梨県教育委員会の許可を得る必要がある(西湖、河口湖のみ)。

(6) 土石の採取

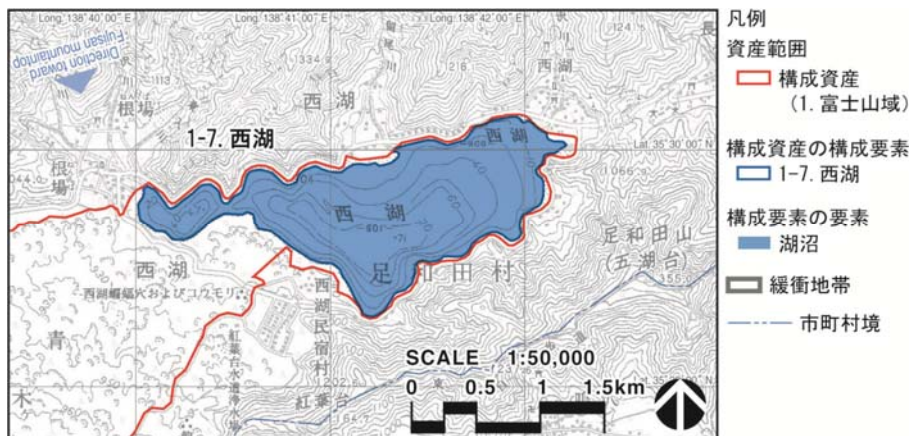
1) 土石の採取は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

	i)この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii)水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii)他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、土石採取が必要と認められたもの。 (7)取水 1)取水は原則として認めないが、他法令で新規許可を受け、文化財の価値を損なわないものは認める。
7. 整備・活用の方針	(1)自然公園法や河川法等に基づく許可手続きに加え、文化財保護法に基づく現状変更等の許可手続きが行われる。国・県・関係市町村とも連携しながら、保存管理計画の目的達成のために継続した取り組みを行う。 (2)多様なレジャー行為が行われ、観光業などを営む住民や観光客との調和に十分配慮する必要がある。同時にそうした人々に対して、文化財の本質的価値の啓発に努め、湖の適正な保存と活用について理解を求める。 (3)より多くの人々に向けて広く広報・普及するとともに、西湖、精進湖、河口湖に関する学際的研究の推進なども必要となる。 (4)世界文化遺産の理念に基づく、指導や助言に対して、適切かつ迅速な対応を行う。



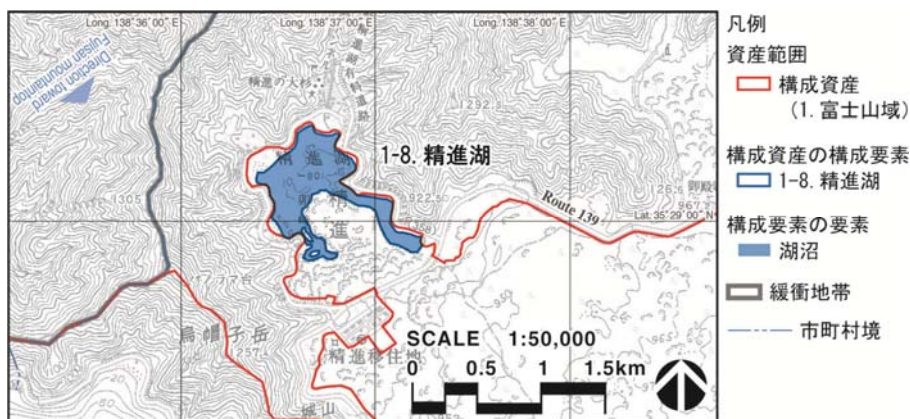
- 凡例
- 資産範囲
- 構成資産 (12. 河口湖)
 - その他の構成資産
- 構成資産の要素
- 湖沼
 - 主な信仰関連の場所
- 緩衝地帯
- 市町村境

図22 河口湖 平面図



- 凡例
- 資産範囲
- 構成資産 (1. 富士山域)
- 構成資産の構成要素
- 1-7. 西湖
- 構成要素の要素
- 湖沼
- 緩衝地帯
- 市町村境

図23 西湖 平面図



- 凡例
- 資産範囲
- 構成資産 (1. 富士山域)
- 構成資産の構成要素
- 1-8. 精進湖
- 構成要素の要素
- 湖沼
- 緩衝地帯
- 市町村境

図24 精進湖 平面図

9. 名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画 概要

構成資産又は 構成要素名	富士山城の一部(本栖湖)		
文化財の名称	富士五湖	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	本栖湖を含む名勝富士五湖は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、不可欠の要素であり、いつの時代においても変わらずに富士山信仰における巡礼地とされた湖沼である。 また、本栖湖に含まれる北西岸の中ノ倉峠は顕著な普遍的意義を持つ芸術作品を生み出す源泉となった展望地点として位置付けられることから、本栖湖は世界遺産「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『芸術の源泉』の側面においても不可欠の要素である。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1952年 名勝としての仮指定は解除された。 2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。		
3. 保存管理の 基本指針 ※基本方針は、 富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖 に共通であ る。	(1) 富士五湖の指定区域周辺には、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、富士五湖の保存管理に当ってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重することとする。 (2) 特別名勝富士山と富士五湖を含む周辺地域は国内外において有名な観光であり多くの観光客が訪れているので、これらの人々に対する安全対策には最大限配慮することとする。 (3) 富士五湖の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、それぞれ適切な保存管理の方法を示す。 (4) 富士五湖の文化財としての指定地域は、文化的・自然的価値の在り方や住民の生活・生業との関わり方は必ずしも一致しない。したがって、指定地域の特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。 (5) 富士五湖の指定区域は周辺の環境とも密接な関係を持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保存の在り方を示す。 (6) 富士五湖を国民共有の文化財としてその価値を共有できるよう、適切な整備活用の方針について示す。 (7) 富士五湖の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等の在り方及びその運営方法等について示す。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ¹	(1) 自然的要素 1) 水質・地質学要素 i) 本栖湖本体(面積、水深、水質、地形学的位置、火山学的形成過程)		

¹ 本質的価値を構成する要素; 名勝富士五湖(本栖湖)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である本栖湖(構成要素 1-9)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)101ページ図25を参照されたい。

	ii) 中ノ倉峠からの景観 iii) 青木ヶ原溶岩流 iv) 長崎半島(地形学的位置、火山学的形成過程)
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	自然的要素は、その秀逸な景観を構成する要素であることから、名勝富士五湖の本質的価値の基盤を成すものである。特に指定地外でも、指定地に接する地域の中で原生的な自然環境が残る地域については、現状を維持するように求める。その際には、住民の生活との調和に十分配慮することとする。人工林については、林業等の継続にも配慮しつつ、良好な森林景観の維持に努める。また、貴重な火山生成物や植生などの調査を行い、県又は関係市町村が天然記念物の指定を行うなど、それらの適切な保護について検討を行う。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、色彩の変更 1) 建築物の新築は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令(河川法、自然公園法、森林法等、以下同じ)で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の新築が必要と認められたもの。 2) 建築物の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の改築又は改修が必要と認められたもの。 3) 湖水面への建築という点については特殊な事例のため、現時点で存在していない建築物については、取り扱いについてその都度検討することとする。 4) 建築物の屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦げ茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。 5) 建築物の壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。 6) 既存する建築物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。 (2) 工作物 ¹ の設置、増築、改築、修理、移転、除却、色彩の変更

¹ 工作物;名勝富士五湖管理計画(本栖湖)では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物側溝、道路安全施設(例えば、道

	1) 栈橋 i) 新規設置は認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で許可する。 a) 他法令で新規設置が認められたもの。 b) 他法令等に基づく指導によるもの。(統合栈橋等) ii) 栈橋の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。 a) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 b) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 c) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、栈橋の改築又は改修が必要と認められたもの。 2) 道路¹ i) 新規設置及び拡幅は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。 ii) 道路を改修する場合は、他法令で認められたものを認める。その際には風致景観の保護に十分配慮する。 iii) 道路に付帯する工作物(交通標識、ガードレール等)の新規設置は、この地区以外ではその目的を達成できない場合に認める。改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととし、風致景観の保護に十分配慮する。 3) 広告物等 i) 新規設置は認めない。ただし公共施設への誘導看板については、他法令で認められたものを認める。 4) 生簀、漁礁 i) 新規設置は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。 ii) 生簀、漁礁の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し
--	--

路標識、信号機、外灯、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、歩車道境界ブロック等)、③指導表示物(例えば、救急表示板、緊急表示板、指示表示板、文化財等説明板、文化財等説明碑等)、④水中及び水面工作物(例えば、栈橋、生簀等)、⑤屋外広告物(例えば、看板、立看板、広告塔、広告旗、栈橋広告、遊覧船及びボート広告等)、⑥計測機器(例えば、地中温度計、水中温度計、水位測定器、雨量計、実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(例えば、侵入防止柵、落石防護柵、柵席防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(例えば、砂防ダム、谷止め工、導流堤、堰堤等)、⑨記念碑、慰霊碑等、⑩その他の工作物(例えば、テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

¹ 道路;道路(例えば、一般交通の用に供する車道、歩道等)及び道路施設(例えば、道路に伴うトンネル、橋梁等の構造物)

² 湖水面;水面及び水中、また湖底地を含む。

次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 他法令で認められている行為に伴い、生簀、漁礁の改築又は改修が必要と認められたもの。

5) その他

i) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみに新規設置を認める。但し、その際には、風致景観の保護に十分配慮することとする。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

ii) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみに改築または改修を認めるが、従前の規模を維持することとする。許可が必要な改築または改修の規模、またやむを得ず規模の拡大が必要になった場合については、事前協議を行ない、風致景観の保護に充分配慮することが確認された上で、許可行為に該当するかどうかの判断、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

iii) 湖水面²への工作という点については特殊な事例のため、現在ない工作物についてはその取り扱いについてその都度検討することとする。

iv) 工作物の色彩は、周囲の風致景観と調和するものとする。

v) 電柱、鉄塔等は原則として焦げ茶色とする。

vi) 既存する工作物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。

(3) 土地の造成、掘削、切土、盛土等、土地の形質の変更

1) 干拓、土地の掘削、形質の変更等などは、原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、干拓、土地の掘削、形質の変更等が必要と認められたもの。

iv) 残土処理のためでないこと。

2) 浚渫行為は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 防災上必要と認められたもの。

	iv) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、浚渫行為が必要と認められたもの。 3) 浚渫行為に伴い発生する残土の処理は、他法令で認められる範囲内で認める。 4) 埋蔵文化財包蔵地等(本栖湖湖底遺跡等)に対する学術研究を目的とした調査に伴う掘削行為は他法令で認められる範囲内で認める。 5) 学術研究(地質分析等)や他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)、また治水目的の河川工事等に伴い、必要と認められた湖底ボーリング調査は、他法令で認められる範囲内で認める。 (4) 木竹の伐採(枝切り及び伐木) 1) 木竹の伐採は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。 i) 他法令で認められている行為(森林施業等)に伴い、木竹の伐採が必要と認められたもの。 ii) 風致景観の保護に関わるもの。展望を確保するための伐採は、必要最小限の範囲にとどめる。 (5) 植物の採取(枝・葉・種子等のみの採取も含む) 1) 植物の採取は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。(その際にはレッドデータブック等に記載されている絶滅危惧種などの保護にも配慮する。) i) 水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術研究等の関わるもの。 ii) 風致景観の保護に関わるもの。 iii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。 (6) 土石の採取 1) 土石の採取は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、土石採取が必要と認められたもの。 (7) 取水 1) 取水は原則として認めないが、他法令で新規許可を受け、文化財の価値を損なわないものは認める。
7. 整備・活用の方針	(1) 自然公園法や河川法等に基づく許可手続きに加え、文化財保護法に基づく現状変更等の許可手続きが行われる。国・県・関係市町村とも連携しながら、保存管理計画の目的達成のために継続した取り組みを行う。 (2) 多様なレジャー行為が行われ、観光業などを営む住民や観光客との調和に十分配慮する必要がある。同時にそうした人々に対して、文化財の本質的価値の啓発に努め、湖の適

正な保存と活用について理解を求める。

(3) より多くの人々に向けて広く広報・普及するとともに、本栖湖に関する学際的研究の推進など必要となる。

(4) 世界文化遺産の理念に基づく、指導や助言に対して、適切かつ迅速な対応を行う。

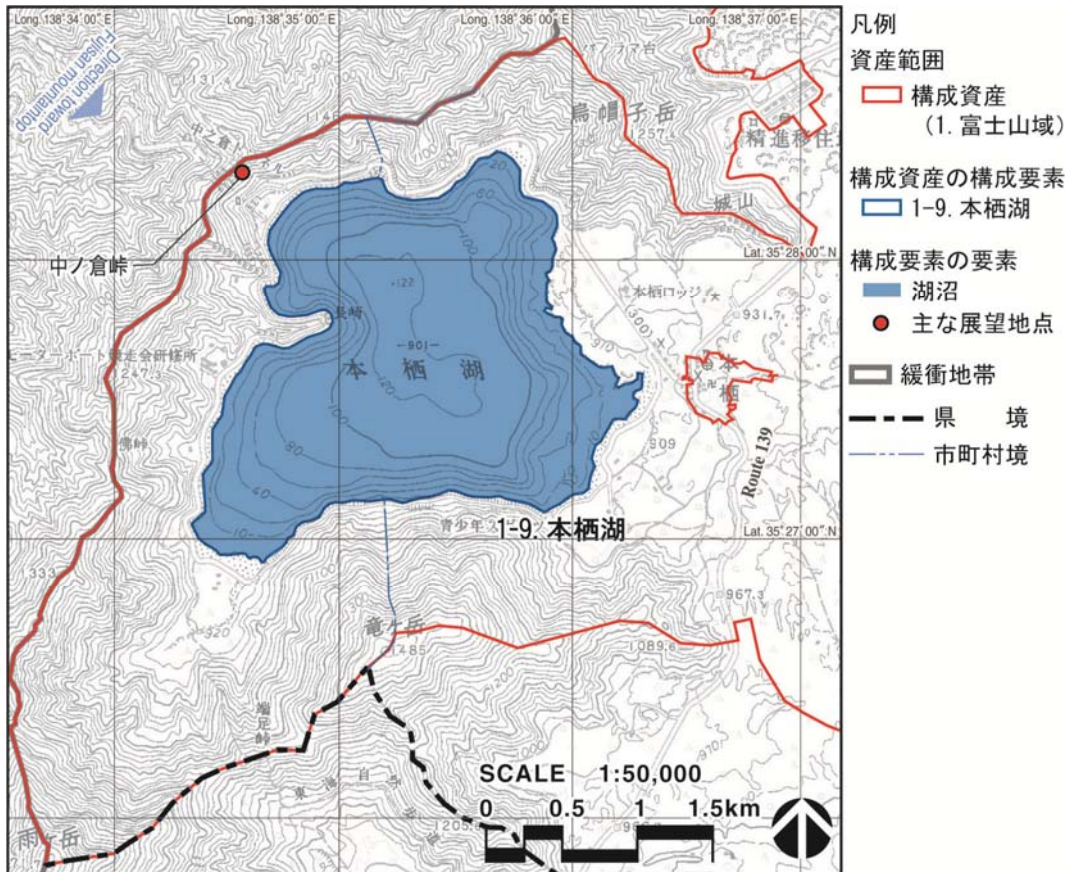


図25 本栖湖 平面図

10. 重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・重要文化財旧外川家住宅保存活用計画 概要

構成資産又は 構成要素名	御師住宅(旧外川家住宅)、御師住宅(小佐野家住宅)		
文化財の名称	旧外川家住宅 主屋 離座敷 中門 3棟 小佐野家住宅 主屋 蔵 2棟	文化財の種類	重要文化財
1.「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	重要文化財旧外川家住宅及び小佐野家住宅は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに 当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話を行う御師の居宅であり、世界遺産一 覧表に記載された「富士山」の顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不 可欠の構成資産である。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、旧外川家住宅及び小佐野家住宅が山梨県 知事により名勝として仮指定された。 1952年 旧外川家住宅の敷地及び小佐野家住宅の敷地の名勝としての仮指定は解除さ れた。 1976年 文化財保護法の下に、小佐野家住宅が重要文化財として指定された。 2011年 文化財保護法の下に、旧外川家住宅が重要文化財として指定された。		
3. 保存管理の 基本指針	(1)往時の富士講及び御師の活動様式を伝える施設として保存を図る。 (2)地域に点在する他の御師住宅や北口本宮富士浅間神社など、御師ゆかりの建造物等 と連携し、富士山信仰の文化やその成立経緯を紹介しながら見学コースを設定するなど、 地域全体の文化財として一体的な活用を図る。 (3)地域内外の人々がその価値を共有できるよう、学校教育や社会教育などとの連携を図り ながら活用を図る。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ¹	(1)旧外川家住宅 1)主屋、離座敷、中門 2)宅地(導入路、前庭、裏庭、水路を含む) (2)小佐野家住宅 1)主屋、蔵 2)宅地(導入路、裏庭、水路を含む)		
5. 保存管理の 方法(本質的 価値を構成す る要素)	(1)旧外川家住宅 1)保存管理の方法 i)管理者により、室内や展示ケース、設備機器、屋外敷地等の清掃・整頓を毎日行う。 また、屋根や雨樋に蓄積した落ち葉や木の枝等を適宜除去する。 ii)管理者によって日常的に全室の窓の開閉を行い、日照・通風を確保する。 iii)蟻害、虫害、腐朽については、通風に留意するとともに、特に蟻害の兆候となる木粉		

¹ 本質的価値を構成する要素;重要文化財旧外川家住宅及び重要文化財小佐野家住宅の本質的価値を構成する要素を示す。
そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を
参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である旧外川家
住宅(構成資産 9)及び小佐野家住宅(構成資産 10)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)57
ページ図39及び本包括的保存管理計画(分冊1)106ページの図26～図27を参照されたい。

等について管理者が日常的に点検する。異常が認められた場合は、必要に応じて所有者が防腐・防虫処理を行う。

- iv) 風水害による毀損は早期に発見し、管理者により被害の拡大防止に努める。また、応急修理、小修繕を適宜実施する。
- v) 盗難防止のため、公開時間以外は管理者が夜間の施錠及び機械警備の設定を行う。放火等の防止のため、管理者による巡回のほか、自動火災報知設備、侵入防止等の機械警備及び消火器等の設置・管理を行う。
- vi) 管理者は常時2名以上の係員を配置し、休憩時も交代要員を配置し、欠員がでないよう配慮する。

2) 建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為)

i) 基礎及び雨落

- a) 礎石等の鎮火の早期発見。
- b) 雨落の点検、清掃、周辺の除草。

ii) 外壁・内壁

- a) 板壁の亀裂、脱落箇所の発見。
- b) 板、梁等の木部と接触している部分や基礎石との間に隙間が生じていないか注意する。

iii) 床

- a) 床の強度に注意し、重量物は置かない。
- b) 物品の移動の際には、床板を傷つけないよう注意する。

iv) 屋根・雨樋

- a) 雨漏り有無の点検。
- b) 雨樋の清掃、点検、破損・脱落等の発見。

v) 建具

- a) 開閉時には無理に力を加えないよう注意する。

vi) その他

- a) 書画及び什器類の手入れ及び破損等の発見。

3) 周辺環境の保全

i) 導入路

- a) 導入路越しに主屋等を望む景観を損なわないように保全に努める。
- b) 敷地の地下に埋蔵されている遺構・遺物にも配慮する。

ii) 裏庭

- a) 既存植栽を極力維持するほか、御師住宅の景観にそぐわない新たな植栽などを避ける。
- b) 敷地の地下に埋蔵されている遺構・遺物にも配慮する。

iii) 水路

- a) 富士講の禊ぎの場であり、御師や富士山文化を語り伝える、重要な要素のひとつとなっている。御師住宅の景観に相応しい水辺景観に努める。

(2) 小佐野家住宅

1) 保存管理の方法

- i) 所有者によって日常の清掃及び整頓を行う。
- ii) 所有者によって全室の窓の開閉を行い、日照・通風を確保する。
- iii) 蟻害、虫害、腐朽については、通風に留意するとともに、特に蟻害の兆候となる木粉等について所有者が日常的に点検する。異常が認められた場合は、必要に応じて所有者が防蟻・防虫処理を行う。
- iv) 風水害による毀損は早期に発見し、所有者により被害の拡大防止に努める。また、応急修理、小修繕を適宜実施する。
- v) 盗難防止のため、所有者が夜間の施錠を行う。放火等の防止のため、所有者が注意を払うほか、自動火災報知設備の稼働を確認する。

2) 建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為)

- i) 基礎及び雨落
 - a) 礎石等の鎮火の早期発見。
 - b) 雨落の点検、清掃、周辺の除草。
- ii) 外壁・内壁
 - a) 板壁の亀裂、脱落箇所の発見。
 - b) 板、梁等の木部と接触している部分や基礎石との間に隙間が生じていないか注意する。
- iii) 床
 - a) 床の強度に注意し、重量物は置かない。
 - b) 物品の移動の際には、床板を傷つけないよう注意する。
- iv) 屋根・雨樋
 - a) 雨漏り有無の点検。
 - b) 雨樋の清掃、点検、破損・脱落等の発見。
- v) 建具
 - a) 開閉時には無理に力を加えないよう注意する。
- vi) その他
 - a) 書画及び什器類の手入れ及び破損等の発見。

3) 周辺環境の保全

- i) 導入路
 - a) 導入路越しに主屋等を望む景観を損なわないように保全に努める。
- ii) 前庭
 - a) 富士講の禊ぎの場であった池があり、御師や富士山信仰の文化を語り伝える、重要な要素のひとつとなっている。水辺景観の保全に努めるほか、既存植栽を極力維持し、御師住宅の景観にそぐわない新たな植栽などを避ける。
- iii) 裏庭
 - a) 既存植栽を極力維持するほか、御師住宅の景観にそぐわない新たな植栽などを避

	ける。 iv)水路 a)御師住宅の景観に相応しい水辺景観に努める。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1)旧外川家住宅 1)重要文化財(建造物)の現状を変更する行為 i)現状変更の許可を要する行為は、当面発生しないと予想される。 2)重要文化財の保存に影響を及ぼす行為 i)周辺土地改良により、土を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為等については、現状変更の許可を要する行為として想定される。 (2)小佐野家住宅 1)重要文化財(建造物)の現状を変更する行為 i)建物全体として老朽化が進んでおり、今後、現状変更の許可を要する復元的行為が発生する可能性があるとして予測される。 2)重要文化財の保存に影響を及ぼす行為 i)周辺土地改良により、土を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為等については、現状変更の許可を要する行為として想定される。
7. 整備・活用の方針	(1)旧外川家住宅 1)建築当初の姿から大きな改築は行われておらず、また御師住宅の構造や発展経過がよく理解できる生きた展示物として、建造物や民俗資料など公開する。 2)歴史的建造物のさらなる有効活用のため、講演会等の場として多目的な活用を図る。 3)学校教育や社会教育(生涯学習)などと連携し、地域理解や体験学習の場として活用を図る。 4)御師集落や富士信仰の歴史を知る上で欠くことのできない生きた施設として、他の施設等と有機的な連携を図りながら、より幅広い活用を図る。

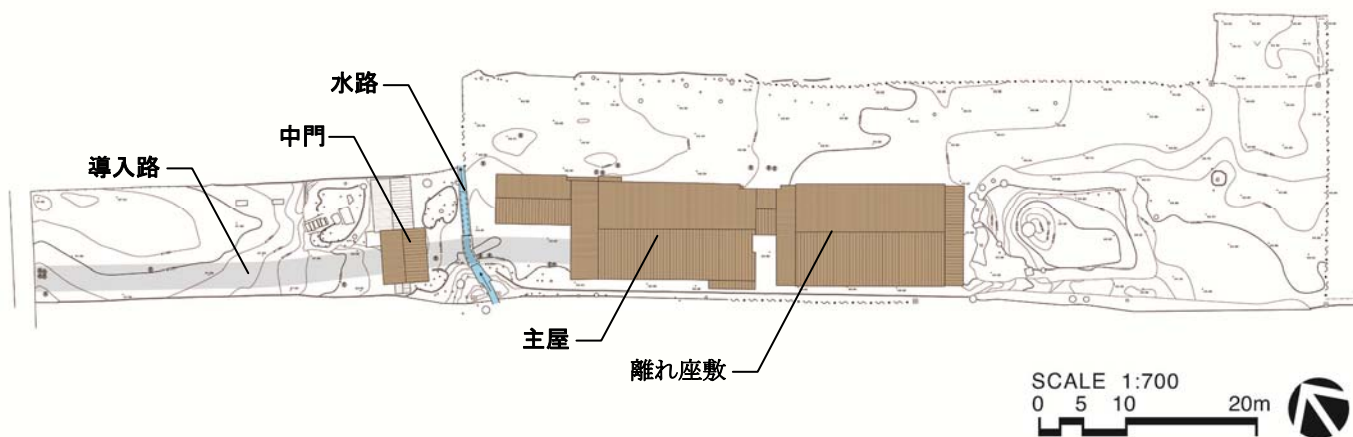


図26 旧外川家住宅 平面図

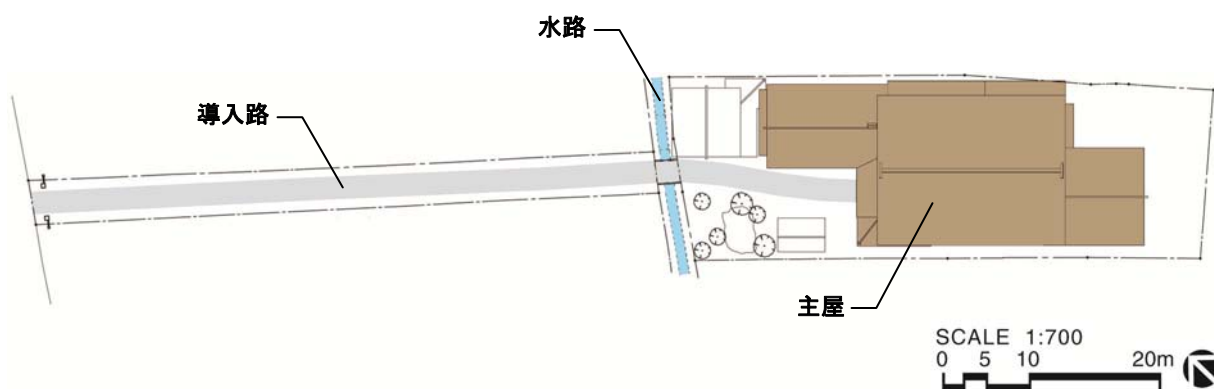


図27 小佐野家住宅 平面図

11. 名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画 概要

構成資産又は 構成要素名	山中湖		
文化財の名称	富士五湖	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	山中湖を含む名勝富士五湖は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』において不可欠の構成資産であり、いつの時代においても変わらずに富士山信仰における巡礼地とされた湖沼である。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1952年 名勝としての仮指定は解除された。 2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。		
3. 保存管理の 基本指針 ※基本方針は、 富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖 に共通であ る。	(1) 富士五湖の指定区域周辺には、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、富士五湖の保存管理に当ってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重することとする。 (2) 特別名勝富士山と富士五湖を含む周辺地域は国内外において有名な観光であり多くの観光客が訪れているので、これらの人々に対する安全対策には最大限配慮することとする。 (3) 富士五湖の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、それぞれ適切な保存管理の方法を示す。 (4) 富士五湖の文化財としての指定地域は、文化的・自然的価値の在り方や住民の生活・生業との関わり方は必ずしも一致しない。したがって、指定地域の特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。 (5) 富士五湖の指定区域は周辺の環境とも密接な関係を持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保存の在り方を示す。 (6) 富士五湖を国民共有の文化財としてその価値を共有できるよう、適切な整備活用の方針について示す。 (7) 富士五湖の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等の在り方及びその運営方法等について示す。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ¹	(1) 自然的要素 1) 水質・地質学要素 i) 山中湖本体(面積、水深、水質、地形学的位置、火山学的形成過程)		
5. 保存管理の 方法(本質的 価値を構成す	自然的要素は、その秀逸な景観を構成する要素であることから、名勝富士五湖の本質的価値の基盤を成すものである。特に指定地外でも、指定地に接する地域の中で原生的な自然環境が残る地域については、現状を維持するように求める。その際には、住民の生活との		

¹ 本質的価値を構成する要素; 名勝富士五湖(山中湖)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である山中湖(構成資産 11)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)111ページ図28を参照されたい。

る要素)	調和に十分配慮することとする。人工林については、林業等の継続にも配慮しつつ、良好な森林景観の維持に努める。また、貴重な火山生成物や植生などの調査を行い、県又は関係市町村が天然記念物の指定を行うなど、それらの適切な保護について検討を行う。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、色彩の変更 1) 建築物の新築は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令(河川法、自然公園法、森林法等、以下同じ)で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の新築が必要と認められたもの。 2) 湖水面への建築という点については特殊な事例のため、現時点で存在していない建築物については、取り扱いについてその都度検討することとする。 3) 建築物の屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦げ茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。 4) 建築物の壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。 (2) 工作物¹の設置、増築、改築、修理、移転、除却、色彩の変更 1) 栈橋 i) 新規設置は認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で許可する。 a) 他法令で新規設置が認められたもの。 b) 他法令等に基づく指導によるもの。(統合栈橋等) ii) 栈橋の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。 a) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 b) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

¹ 工作物;名勝富士五湖管理計画(山中湖)では、地上・地中・水中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物側溝、道路安全施設(例えば、道路標識、信号機、外灯、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、歩車道境界ブロック等)、③指導表示物(例えば、救急表示板、緊急表示板、指示表示板、文化財等説明板、文化財等説明碑等)、④水中及び水面工作物(例えば、栈橋、生簀等)、⑤屋外広告物(例えば、看板、立看板、広告塔、広告旗、栈橋広告、遊覧船及びボート広告等)、⑥計測機器(例えば、地中温度計、水中温度計、水位測定器、雨量計、実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(例えば、侵入防止柵、落石防護柵、柵席防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(例えば、砂防ダム、谷止め工、導流堤、堰堤等)、⑨記念碑、慰霊碑等、⑩その他の工作物(例えば、テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

c) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、栈橋の改築又は改修が必要と認められたもの。

2) 広告物等

i) 新規設置は認めない。ただし公共施設への誘導看板については、他法令で認められたものを認める。

ii) 工事に伴い設置される安全確保を目的とした看板(告知看板、工事注意看板、迂回路案内看板等)は、期限を限って認める。

3) 生簀、漁礁

i) 新規設置は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

ii) 生簀、漁礁の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 他法令で認められている行為に伴い、生簀、漁礁の改築又は改修が必要と認められたもの。

4) その他

i) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているものののみ新規設置を認める。但し、その際には、風致景観の保護に十分配慮することとする。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

ii) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているものののみ改築または改修を認めるが、従前の規模を維持することとする。許可が必要な改築または改修の規模、またやむを得ず規模の拡大が必要になった場合については、事前協議を行ない、風致景観の保護に充分配慮することが確認された上で、許可行為に該当するか否かの判断、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

iii) 湖水面¹への工作という点については特殊な事例のため、現在ない工作物についてはその取り扱いについてその都度検討することとする。

iv) 工作物の色彩は、周囲の風致景観と調和するものとする。

v) 電柱、鉄塔等は原則として焦げ茶色とする。

vi) 既存する工作物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。

(3) 土地の造成、掘削、切土、盛土等、土地の形質の変更

1) 干拓、土地の掘削、形質の変更等などは、原則として認めない。但し次の場合はこの

¹ 湖水面; 水面及び水中、また湖底地を含む。

限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、干拓、土地の掘削、形質の変更等が必要と認められたもの。

iv) 残土処理のためでないこと。

2) 浚渫行為は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 防災上必要と認められたもの。

iv) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、浚渫行為が必要と認められたもの。

3) 浚渫行為に伴い発生する残土の処理は、他法令で認められる範囲内で認める。

4) 学術研究(地質分析等)や他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)、また治水目的の河川工事等に伴い、必要と認められた湖底ボーリング調査は、他法令で認められる範囲内で認める。

(4) 木竹の伐採(枝切り及び伐木)

※山中湖の文化財指定範囲での該当行為はない。

(5) 植物の採取(枝・葉・種子等のみの採取も含む)

1) 植物の採取は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。(その際にはレッドデータブック等に記載されている絶滅危惧種などの保護にも配慮する。)

i) 水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術研究等の関わるもの。

ii) 風致景観の保護に関わるもの。

iii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。

(6) 土石の採取

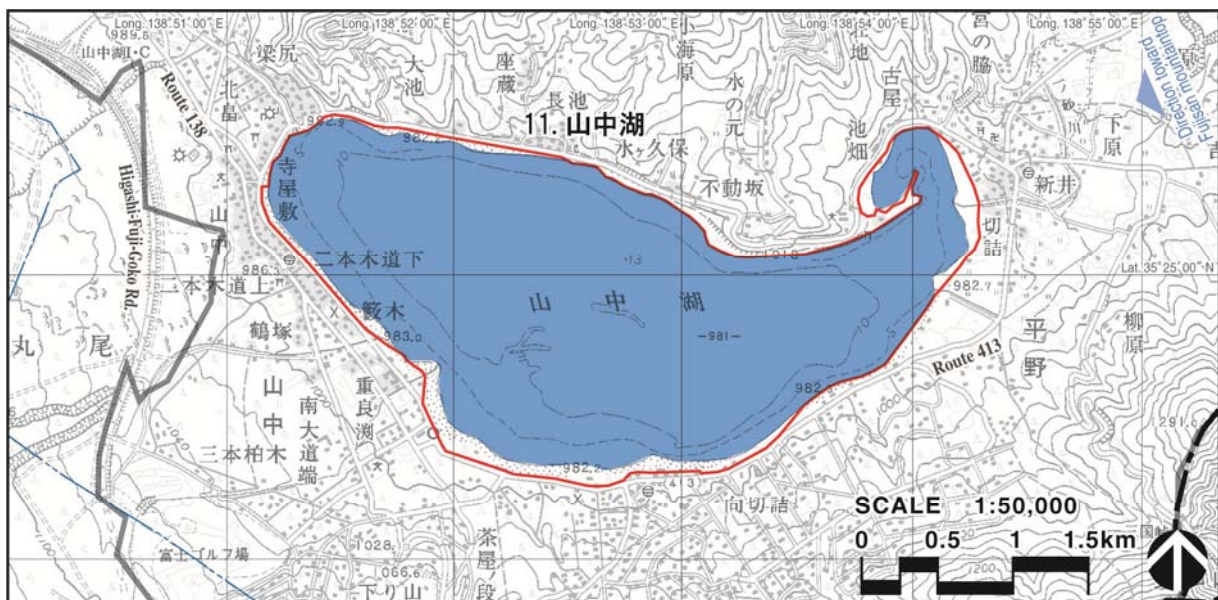
1) 土石の採取は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、土石採取が必要と認めら

	れたもの。 (7) 取水 1) 取水は原則として認めないが、他法令で新規許可を受け、文化財の価値を損なわないものは認める。
7. 整備・活用の方針	(1) 自然公園法や河川法等に基づく許可手続きに加え、文化財保護法に基づく現状変更等の許可手続きが行われる。国・県・関係市町村とも連携しながら、保存管理計画の目的達成のために継続した取り組みを行う。 (2) 多様なレジャー行為が行われ、観光業などを営む住民や観光客との調和に十分配慮する必要がある。同時にそうした人々に対して、文化財の本質的価値の啓発に努め、湖の適正な保存と活用について理解を求める。 (3) より多くの人々に向けて広く広報・普及するとともに、山中湖に関する学際的研究の推進なども必要となる。 (4) 世界文化遺産の理念に基づく、指導や助言に対して、適切かつ迅速な対応を行う。



凡例

資産範囲

構成資産
(11. 山中湖)

構成資産の要素

湖沼

緩衝地帯

市町村境

図28 山中湖 平面図

12. 天然記念物忍野八海保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	忍野八海(出口池)、忍野八海(お釜池)、忍野八海(底抜池)、忍野八海(銚子池)、忍野八海(湧池)、忍野八海(濁池)、忍野八海(鏡池)、忍野八海(菖蒲池)、		
文化財の名称	忍野八海	文化財の種類	天然記念物
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	天然記念物忍野八海は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産であり、巡礼地である8つの湧水で構成される。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1934年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。 1952年 天然記念物忍野八海の名勝としての仮指定は解除された。 2012年 文化財保護法の下に、一部が天然記念物として追加指定され、一部が指定解除された。		
3. 保存管理の基本指針	(1) 忍野八海の本質的価値を構成する諸要素として把握した、水量・水質等の各要素について、本来あるべき姿を検討し、適切な保存管理の方法を示す。 (2) 忍野八海が信仰や生活の場であった歴史性・文化性を活かした保存管理のあり方を示す。 (3) 天然記念物の指定区域は、湧水と池を形成する護岸等が存在するが、それらの所有は国及び民間所有であるため、保存管理に当っては所有者の意向を尊重する。また、土地の所有の違いに応じた現状変更等の取扱基準を定める。 (4) 忍野八海は、年間多くの人々が訪れる観光名所となっているため、保存管理においては地域住民と観光客との良好な関係維持に配慮する。 (5) 天然記念物の指定区域は、周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、忍野八海とその周辺にある人工池との区別を明瞭にしつつ、周辺の地域を含めた保全の在り方を示す。		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	(1) 自然的要素 1) 地質・地形 i) 面積 ii) 地形学的位置 iii) 地質学的形状(平面的、断面的、立体的) iv) 形成の特質 2) 水量・水質 i) 水量、水質 (2) 歴史的要素		

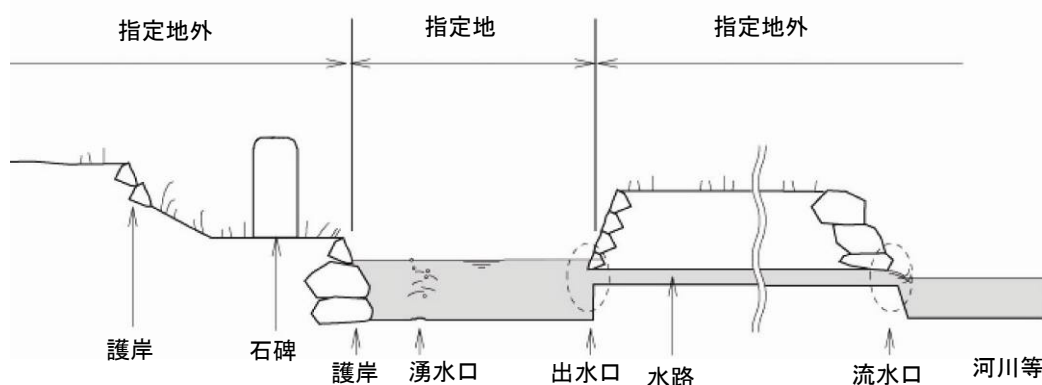
¹ 本質的価値を構成する要素;特別名勝富士山(山梨県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である忍野八海(構成資産 13～20)の8つの湧水の位置については本包括的保存管理計画(本冊)61ページ図42を、湧水の断面図については本包括的保存管理計画(分冊1)114ページ図29を、それぞれ参照されたい。

	1) 富士信仰 i) 富士講(大我講 ¹) 2) 富士信仰に関わる人工物 i) 石碑 (3) 社会的要素 1) 生活との関わり i) 生活用水としての利用、水辺景観の形成
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	(1) 自然的要素 1) 池の護岸、底の形状、及び植生に影響を与える行為については、水量の維持及び安全確保を目的とするもの以外は、厳しく制限する。 2) 湧水は、水質保全のため、定期的な水質調査、また池の状況に応じて水面や池底の清掃(ゴミの除去、泥上げ等)を実施する。ただし、実施に当たり土着の水生生物に影響を与えないように努める。 (2) 歴史的要素 1) 指定外にある石碑には、池の名称、禊の順番、竜王名、和歌等が刻まれており、来訪者が安全に見学できるよう、石碑周辺の定期的な草刈りを実施する。 (3) 社会的要素 1) 地域の飲用・農業用水の水源であるため、湧水の保存に努める。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) 池の現状変更 1) 池の形状の変更は原則として許可しない。 (2) 岩石・湧水の採取 2) 岩石・湧水の採取は原則として許可しない。但し、水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術的調査等についてはこの限りではない。 (3) 工作物の設置、修理、除去 1) 新たな工作物 ² の設置は、原則として許可しない。 2) 既存の工作物が破損した場合は、自然的要素維持のための工作物は修理を認めるものとし、自然的要素維持に関わらない工作物は除去する。 (4) 木竹の伐採、植栽 1) 現状は、菖蒲池には草地、実生の樹木等があり、これらは原則として現状維持とし、樹木の剪定、実生木の除去、草刈り、病虫害の防除処置等の維持管理行為は、現状変更許可申請を必要としないものとする。 2) 植栽は原則として認めない。 (5) 動植物の捕獲・採取・育生

¹ 大我講; 1833年から10年間にかけた天保の大飢饉の際に、忍草村(現在の忍野村)の惨状を救う手立てとして、1843年に大寄友右衛門により興された講。忍野八海は大我講においても禊ぎ池とされた。

² 工作物; 天然記念物忍野八海保存管理計画では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～④に示すものとする。①案内板(文化財等説明板等)、②柵(生垣・フェンス等)、③道路施設(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・外灯・ガードレール等)、④水路(池から流出した湧水が流れる水路、側溝、暗渠)

	1) 動植物の捕獲・伐採及び魚類等の放流により、水質や形状等、天然記念物の本質的価値に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、既存の動植物に影響を及ぼさない限り、①病気にかかった魚類の駆除、②生態系に悪影響を及ぼす動物の駆除及び植物の除去、③菖蒲池の景観保全に関わる植栽管理、水質改善に関わる魚類の個体数の調整については現状変更許可申請を必要としないものとする。 (6) 清掃や水質調査等の池の入水行為 1) 入水により、水質や形状等、天然記念物の本質的価値に影響を及ぼす行為は原則として許可しない。ただし、①清掃、②水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術的調査等、③祭事等の行催事、での入水行為についてはこの限りではない。
7. 整備・活用の方針	(1) 多くの観光客が訪れる日本を代表する自然物として、道路の整備や景観を向上させるための整備を計画的に進める。 (2) 忍野八海の自然的景観向上の在り方について、指定当時の池の形状、水質、水量等の調査研究を行い、忍野八海のあるべき姿に向けた具体的な整備手法について検討、整備する。また、形状が変更してきた要因でもある指定方式についても検討し、本来あるべき指定範囲の設定を行う。 (3) 忍野八海の景観や自然環境は、各池周辺の環境に影響を受けるため、指定地外においても保存計画にもとづいて、地域住民、地権者、管理者とともに協力しつつ保存を行う。 (4) 忍野八海の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、拠点となる観光案内所を設置するとともに、案内板の設置、パンフレットやホームページの作成・充実が考えられる。さらに近年増加する外国人観光客に対応するため、英語、中国語等の多言語表記を検討する。



※指定地内のいくつかの石碑等は、資産の一部とみなされる。

図 2 9 忍野八海 断面図

13. 富士河口湖町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画 概要

構成資産又は 構成要素名	船津胎内樹型		
文化財の名称	船津胎内樹型	文化財の種類	天然記念物
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	天然記念物船津胎内樹型は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つOUVの『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産であり、富士山信仰の巡礼地である一群の溶岩樹型で構成される。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1929年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。 1952年 天然記念物船津胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された。		
3. 保存管理の 基本指針	(1) 指定区域及び周辺には、管理施設や案内所などが存在し、地域住民が生業・生活を営んでいる場合もあることから、天然記念物の保存管理に当たっては、このことに十分配慮し、住民や関係者の意向を尊重する。 (2) 富士山と周辺の山麓は日本各地や世界各国から大勢の観光客が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。 (3) 本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、適切な保存管理の方法を示す。 (4) 指定区域の現状を勘案し、地域¹ごとの特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。 (5) 指定区域は周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定区域の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。 (6) 船津胎内樹型の多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。 (7) 船津胎内樹型の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ²	(1) 自然的要素 1) 地質・火山学的要素 i) 溶岩樹型・洞穴本体 a) 規模(全長・洞穴断面・洞底形状) b) 溶岩流(溶岩樹型・洞穴の構成地質) c) 噴出年代		

¹ 地区; A地域、C 地域、D 地域の3つの地域に区分。地域区分は本包括的保存管理計画(分冊1)123ページ表14及び本包括的保存管理計画(分冊1)120ページ～121ページ図30-1 及び図30-2を参照されたい。

² 本質的価値を構成する要素; 天然記念物船津胎内樹型の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である船津胎内樹型(構成資産 21)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)121ページ図30-2を参照されたい。

	d) 噴出位置(側火山) e) 構成岩石質 f) 地形学的位置 g) 地質学的形状(平面的、断面的、立体的) h) 洞内鉱物の特徴 i) 火山学的形成過程の特徴 2) 植物学的要素 i) 溶岩樹型の鋳型樹型の種別(溶岩噴出前の植生、立木・倒木の分布状況の様相) (2) 歴史的要素 1) 信仰に関わる要素 i) 無戸室浅間神社(本殿・拝殿) ii) 石造物群(富士山信仰関連) (3) 社会的要素 1) 見学施設 i) 河口湖フィールドセンター
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	(1) A地域 1) 自然的要素 i) 地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。 ii) 土壌・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他の公益性があり、かつ、周辺環境や景観に影響がないもの以外は厳しく規制する。 iii) 木竹の伐採等は次の場合を除き厳しく規制する。 a) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。 b) 溶岩樹型の保全上、支障をもたらすと認められた木竹の伐採等。 2) 歴史的要素 i) 地域内に存在する無戸室神社の関連施設については、形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。神社の社殿等の周辺における地形・地貌の変更や構築物の設置は、信仰関連施設、学術研究、危険防止、安全対策のためなどの公益上必要と認められるもの以外のものは厳しく規制する。 ii) 形状等により宗教的意味を付された地形・空間については、現状維持に努める。 3) 社会的要素 i) 洞内に公開・活用のために設置された通路・階段等の施設については、公益性があり、入洞者の安全確保と利便性の確保に寄与しており、これらの施設は従前の規模、形状、材質、色調等の維持を前提とする。 ii) 現在、入洞を禁止している溶岩樹型については、無断入洞等による事故防止に努めるものとする。そのために必要な標識・看板等の工作物¹⁾の設置は認めるものとする。

¹ 工作物; 町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑧に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・街灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵及びロープ・歩車道境界ブロック等))、③

	(2)C 地域 1) 自然的要素 i) 木竹の伐採、植物の採取、土石の採取については、溶岩樹型の自然環境や景観保護のため慎重に対処する。 2) 歴史的要素 i) 参詣道やトレイルなどの簡素な散策路等は適宜、維持保全を図る。散策路等周辺への工作物の設置については、溶岩樹型への影響がないものに限り、自然環境や景観保護のため慎重に対処する。 ii) 無戸室浅間神社の境内地については、その歴史的景観を守るために現状維持を基本としつつ、多くの参詣者が訪れる場所であることを配慮し保存管理を行う。社殿等の歴史的・文化的な建造物については、適切な維持・管理を行う。 iii) 指定地域内には、地表面から確認できない未発見の溶岩樹型が分布する可能性があることから、溶岩の掘削を伴う行為は原則として認めない。やむを得ず掘削を実施する場合には、富士河口湖町教育委員会の事前調査又は工事立会を行う。溶岩樹型が発見された場合は、その保存方法について協議する。記録保存のみの保護措置は原則として認めない。 (3)D 地域 1) 自然的要素 i) 自然的要素については、景観、周辺環境に重大な影響を及ぼさないよう保存管理を行う。 2) 社会的要素 i) 指定地内を通過する町道5107号線は溶岩樹型の直上を通過する道路ではなく、住民生活の安全や便宜を図るために必要な道路であることから、景観の保全を図りつつ適切に維持管理する。
6. 現状変更等の取扱に関する基準	(1)A 地域 1) 構築物等の設置等の許可基準は表15のとおりである。 2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての許可基準は表16のとおり。 (2)C 地域 1) 構築物等の設置等の許可基準は表15のとおりである。 2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての許可基準は表16のとおり。 (3)D 地域 1) 構築物等の設置等の許可基準は表15のとおりである。天然記念物指定地域内の地表面のうち、町道5107号線の道路敷の重複範囲であり、道路の改修等に工事の際には細心の注意を払う。溶岩樹型の直上を道路が通過している状況ではないが、道路の工事により周辺環境や景観に影響が生じないように検討を要する。

指導表示物(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦記念碑、⑧その他の工作物(テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

	2)植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての許可基準は表16のとおり。
7. 整備・活用の方針	(1) 山梨県、関係市町村をはじめ、文化庁・環境省とも連携しながら、保存管理の目的の達成のために継続した取り組みを行う。なお、その際には、多くの観光客が訪れる日本を代表する観光地として、散策路の整備や自然を守るための進入防止柵等の設置を計画的に進める。 (2) 船津溶岩樹型指定地内の無戸室浅間神社から船津口登山道を結ぶ旧参詣道は、江戸時代以降の登山道との接点等の調査研究を行いその歴史的価値の啓発に努める。 (3) 溶岩樹型の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、入洞者や観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、溶岩樹型の貴重な自然や宗教的地形・空間の由来とその付近にある祠との関係、寺社等についての案内板の設置、洞内外に残る歴史的要素を紹介するパンフレットやホームページの作成が考えられる。また、溶岩樹型が形成される過程などを紹介する取り組みを、博物館・研究機関等と連携して実施するとともに、溶岩樹型に関する各種講座の開催や溶岩樹型に関する学際的研究の推進なども必要となる。

表14 天然記念物船津胎内樹型における地区区分

区域	範 囲
A 地域	洞内と開口部。 天然記念物の本質的価値を有する地形及び空間。
C 地域	天然記念物指定範囲の地表面。 天然記念物の本質的価値を有する地形及び空間である A 地域を保全するために必要な地表面の範囲。
D 地域	天然記念物指定範囲の地表面のうち特殊な条件を有する範囲。 天然記念物指定範囲の地表面に建設された道路等の範囲。町道5107号線の道路敷。

表15 天然記念物船津胎内樹型における現状変更の許可基準(構築物等の設置)

区域	構築物等の設置	備考
A 地域	認めない。ただし、次の場合はこの限りではない。	溶岩樹型群の洞内。
C 地域	(1)既存のものの改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築。 1) 神社、石造物等の構築物については、2008年の測量調査で示された従前の規模を越えず、外観も従前のものと同様とする。 i) 規模とは、建築面積及び高さをいう。 ii) 外観とは、形状、色彩をいう。 (2) 学術研究その他公益上必要と認められるもので、当該地域以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新築・改築・増築など。 (3) 地区住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。	天然記念物指定範囲の地表面全域のうち町道部分を除く。
D 地域	次の場合のみ認める。 (1) 既設の道路の舗装、上下水管の改修。 (2) 既設の標識等の道路施設の改修、刷新。 (3) 道路管理上必要と認められる工作物の設置。	天然記念物指定範囲のうち、町道5107号線の道路敷部分。

表16 天然記念物船津胎内樹型における現状変更の許可基準(その他)

行為の種類	その他
1 植物の採取	A地域 原則として認めない。 C～D 地域 学術研究その他公益上必要と認められるもので植生、周辺環境への影響がないもの。
2 土壌・岩石の採取	
3 その他	

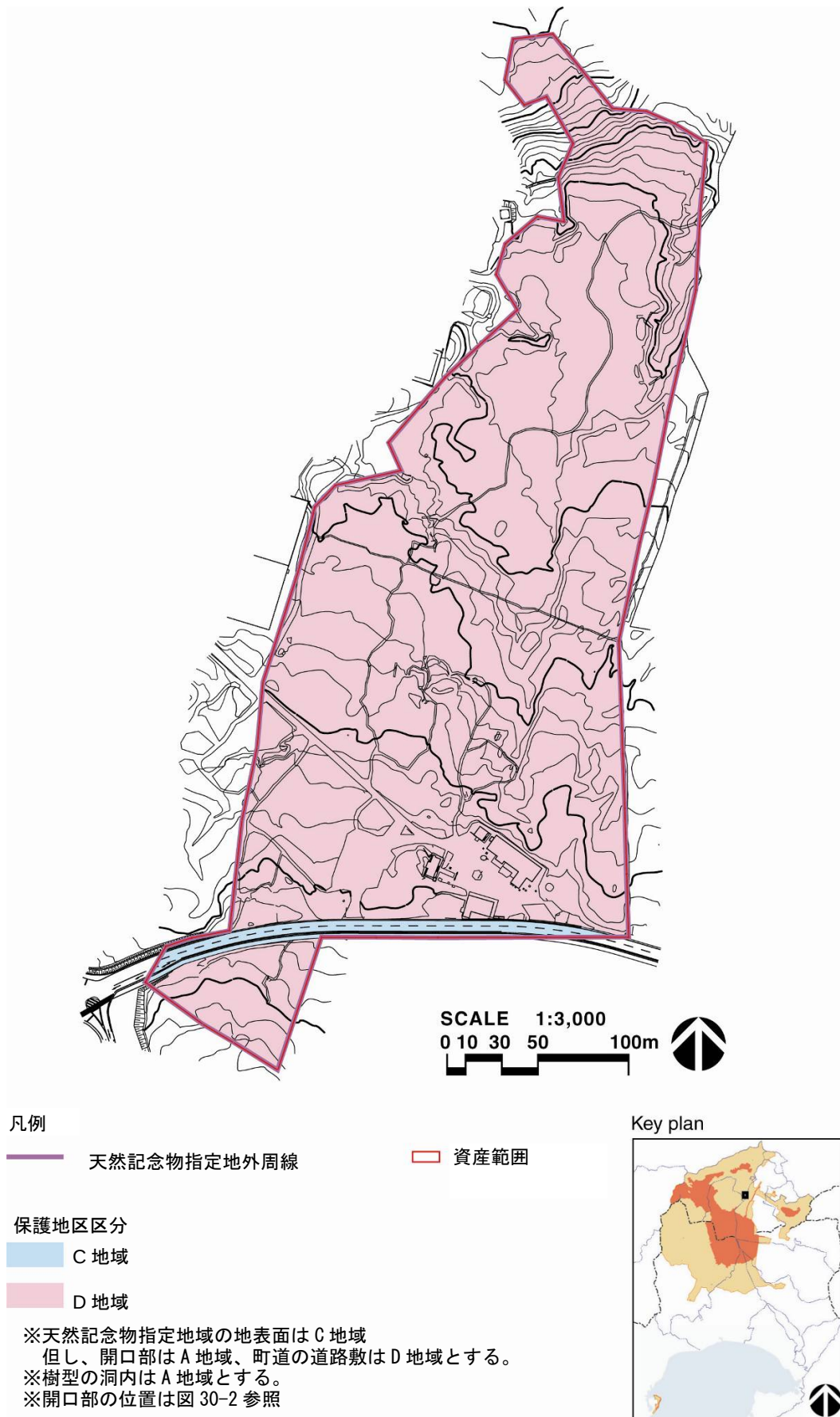


図30-1 天然記念物船津胎内樹型 地区区分図1

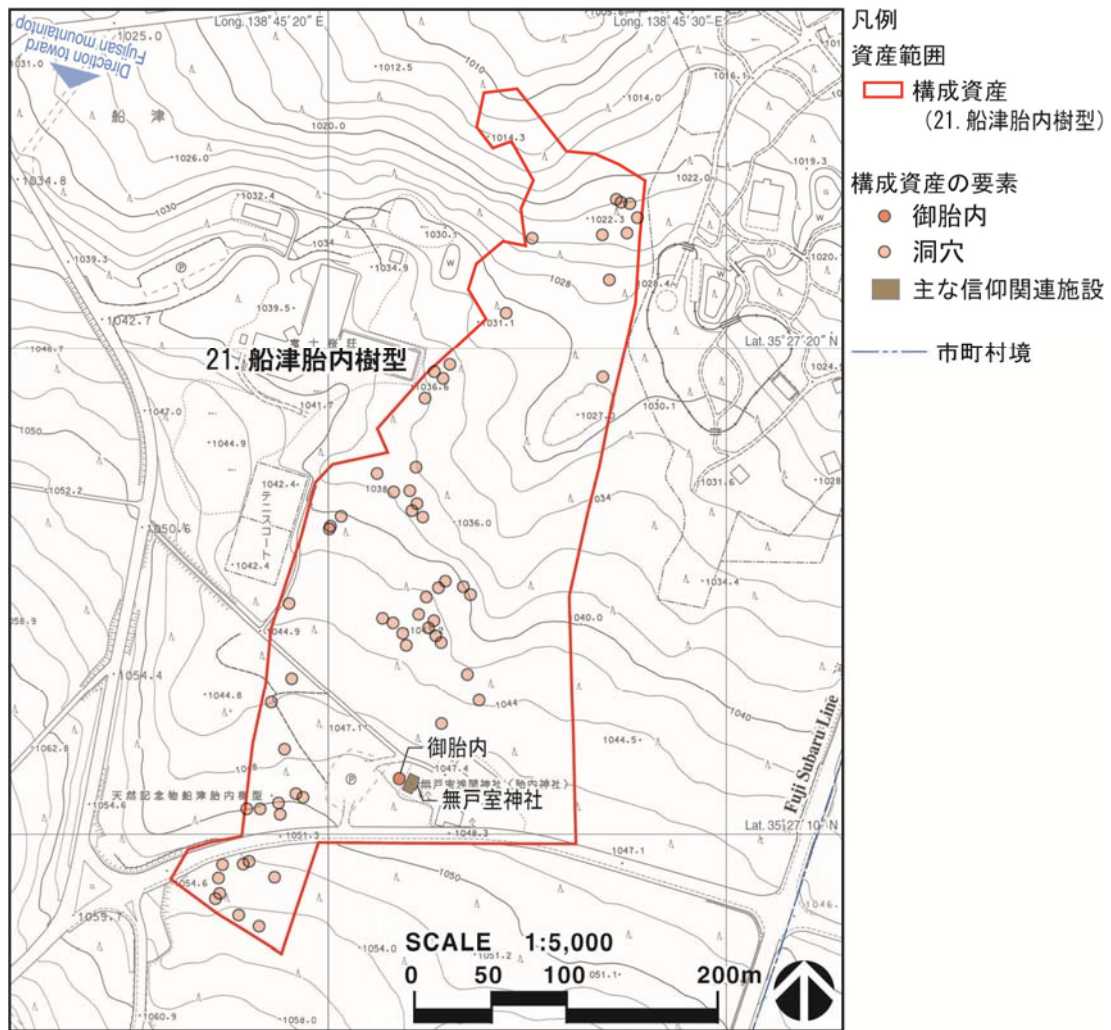


図30-2 天然記念物船津胎内樹型 地区区分図2

14. 天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画 概要

構成資産又は 構成要素名	吉田胎内樹型		
文化財の名称	吉田胎内樹型	文化財の種類	天然記念物
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	天然記念物吉田胎内樹型は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つOUVの『信仰の対象』の側面において不可欠の構成要素であり、富士山信仰の巡礼地である一群の溶岩樹型で構成される。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1929年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。 1952年 山梨県知事による天然記念物吉田胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された。		
3. 保存管理の 基本指針	(1) 吉田胎内樹型の指定区域及び周辺には、森林施業地などが存在し、また入会住民等が産物採取などを行うほか、信仰の対象として活動が行われている。吉田胎内樹型の保存管理に当たっては、このことに十分配慮し、住民の意向を尊重する。 (2) 富士山周辺の山麓は日本各地や世界各国から大勢の観光客が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。 (3) 吉田胎内樹型の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、適切な保存管理の方法を示す。 (4) 吉田胎内樹型の現状を勘案し、地区¹ごとの特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。 (5) 吉田胎内樹型の指定区域は周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定区域の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。 (6) 吉田胎内樹型の多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。 (7) 吉田胎内樹型の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ²	(1) 自然的要素 1) 地質・地形 i) 溶岩樹型群、玄武岩溶岩流、火山噴出物 2) 植生 3) 動物		

¹ 地区; A地域、B地域に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)124ページ表17及び本包括的保存管理計画(分冊1)125ページ～126ページ図31-1～図31-2を参照されたい。

² 本質的価値を構成する要素; 天然記念物吉田胎内樹型の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。なお、世界遺産「富士山」の構成資産である吉田胎内樹型(構成資産 22)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)126ページ図31-2を参照されたい。

	(2)歴史的要素 1) 吉田胎内樹型本穴入口の祠 2) 石祠 3) 石造物 i) 富士講碑¹
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	(1)A地域 1) 自然的要素 i) 地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。 ii) 土壌・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他の公益性があり、かつ、周辺環境や景観に影響がないもの以外は厳しく規制する。 2) 歴史的要素 i) 吉田胎内樹型本穴入口の祠や石造物については、現状維持を基本として維持管理を行う。ただし、歴史的な記述があるものについては、風化・劣化等を避けるため配慮することとする。 ii) 本穴における地形・地貌の変更や構築物の設置は、信仰関連施設、学術研究、危険防止、安全対策のためなど、公益上必要と認められるもの以外については厳しく制限する。 iii) 宗教的意味を付された地形・空間については、現状維持に努める。 (2)B地区 1) 自然的要素 i) 自然的要素の保存管理についてはA地区と同様に行う。 ii) 木竹の伐採等は次の場合を除き厳しく制限する。 a) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。 b) 地域住民の日常生活のために必要と認められるもの。 c) 病虫害の防除、防災、風致維持その他森林の管理として行われるもの。 d) 安全維持のため必要最小限のもの。 e) 吉田胎内樹型の保安上、支障をもたらすと認められた木竹の伐採等。 iii) 植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもののほかは関係機関と連携し慎重に対処する。 iv) 森林施業については、除伐、間伐、下刈り等の管理行為を行うとともに、皆伐等については森林施業への配慮と景観保護との調和をはかるため慎重に対処する。 v) 動物については、指定地内においてみだりに捕獲・採取を行わないよう啓発に努める。捕獲若しくは採取用のわな等の設置については、学術研究その他公益性があり、捕獲量や方法が周辺環境への影響がないもののほかは関係機関と連携し慎重に対処する。 2) 歴史的要素

¹ 富士講碑;富士山信仰における記念碑。富士山へ一定の回数登山を行うと、達成した事柄やそれに携わった講社名やその指導者などの氏名を刻み、神社境内等へ奉納を行った。

	i) 参詣道などの簡素な遊歩道等は適宜、維持管理を図る。遊歩道等周辺への工作物¹の設置については、溶岩樹型への影響がないものに限り、自然環境や景観保護のため慎重に対処する。 ii) 祠や石造物については、現状維持を基本として維持管理を行う。ただし、歴史的な記述があるものについては、風化・劣化等を避けるため配慮することとする。 iii) 溶岩の掘削は原則として認めない。やむを得ず掘削を実施する場合は富士吉田市教育委員会の事前調査又は工事立会を行う。溶岩樹型が発見された場合は、その保存方法について協議する。記録保存のみの保護措置は認めない。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) A 地域 1) 構築物等の設置は原則的に認めない。ただし、学術研究や天然記念物の調査研究に関する構築物等を設置する場合はこの限りではない。 2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他の行為については原則として認めない。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもので、植生、周辺環境への影響がないものについてはこの限りではない。 (2) B 地域 1) 構築物等の設置は原則的に認めない。ただし、学術研究や天然記念物の調査研究に関する構築物等を設置する場合はこの限りではない。また、文化財保護法等の制限の表示や吉田胎内樹型の自然・文化的価値の周知を目的とした案内看板や説明板等の設置等もこの限りではない。 2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他の行為については原則として認めない。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもので、植生、周辺環境への影響がないものについてはこの限りではない。
7. 整備・活用の方針	(1) 吉田胎内樹型が持つ自然・文化的価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、普及・広報を行う。広報・普及の方法としては、案内板の設置、パンフレットやホームページの作成が考えられる。 (2) 自然教育プログラム等による環境教育・社会教育を実施する。 (3) 見学者の利便性や安全確保に必要な道標等の整備を行う。

表17 天然記念物吉田胎内樹型における地区区分

区域	範 囲
A 地区	洞内と開口部。
B 地区	吉田胎内本穴洞外及び天然記念物指定範囲の地表面。

¹ 工作物；天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画では、次の①～②に示すものとする。①既存の道、柵、石積み、案内板、説明板、調査用機器、捕獲・採取用わな等、②記念碑、石祠、石段、鳥居、仮設トイレ、仮設テント、道標設置等

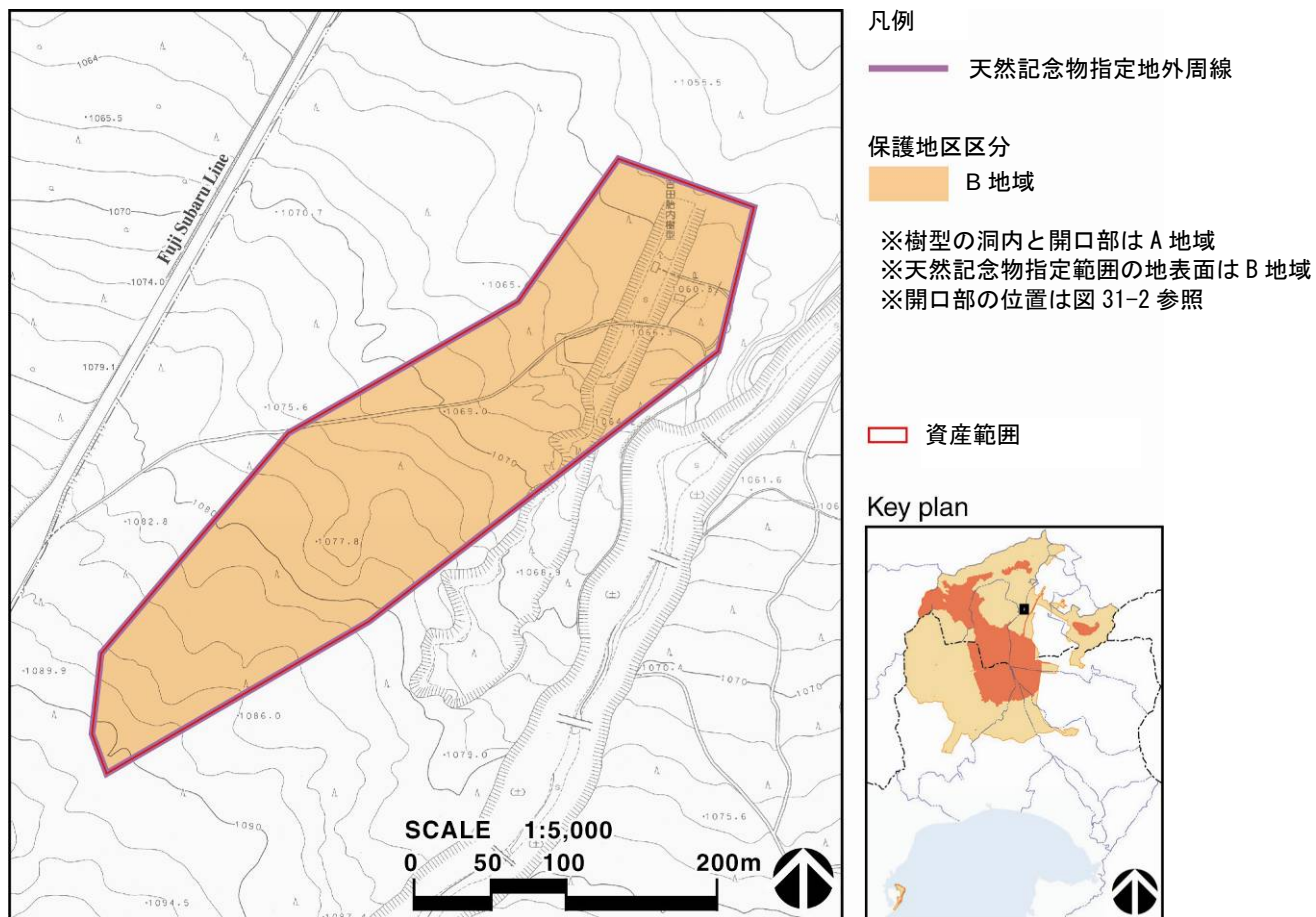


図31-1 天然記念物吉田胎内樹型 地区区分図1

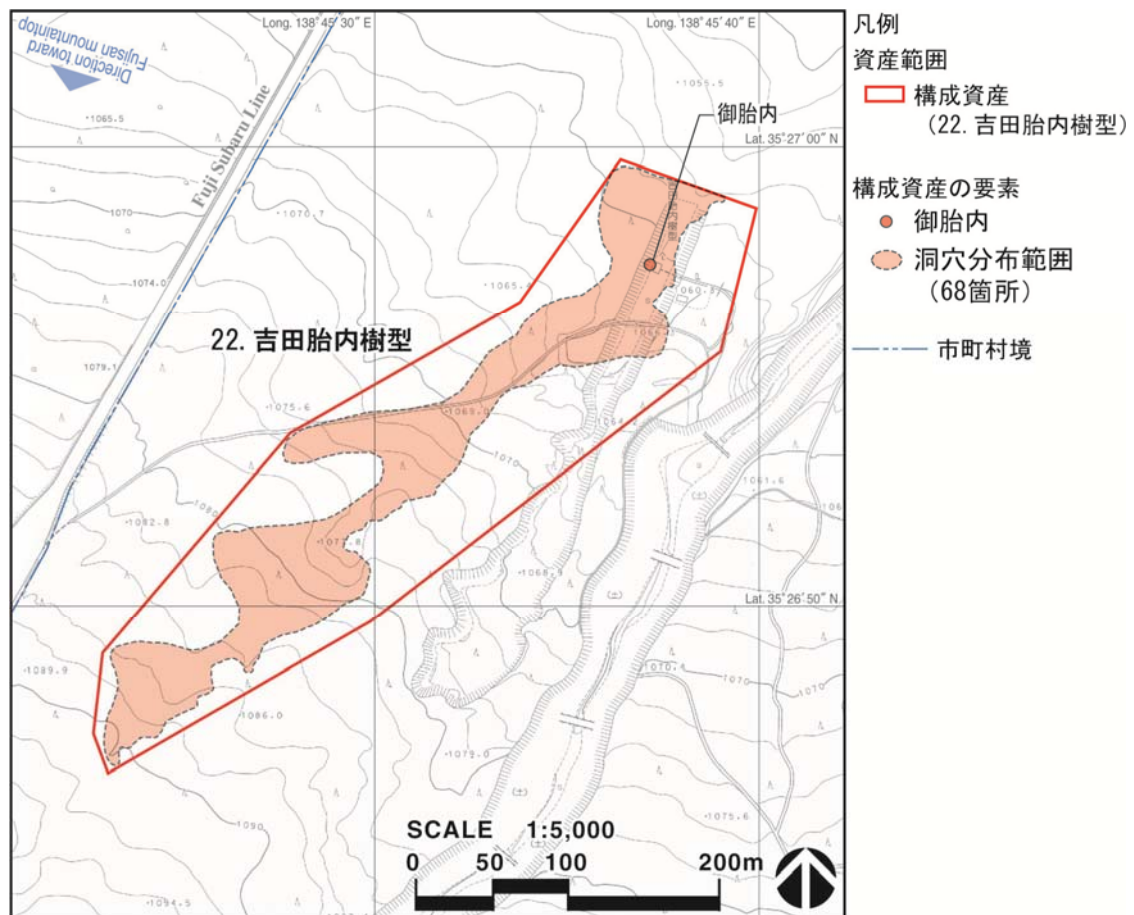


図31-2 天然記念物吉田胎内樹型 地区区分図2

15. 名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画 概要

構成資産又は 構成要素名	白糸ノ滝		
文化財の名称	白糸ノ滝	文化財の種類	名勝及び天然記念物
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	名勝及び天然記念物白糸ノ滝は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、不可欠の構成資産であり、富士講信者を中心に多くの人々の巡礼・修行の場となった所で、富士山の湧水を水源とする滝である。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1936年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、名勝及天然記念物として指定された。		
3. 保存管理の 基本指針	(1) 白糸ノ滝の価値を次世代へ継承するため、名勝としての風致景観及び天然記念物としての地形・地質を適切に維持管理する。 (2) 名勝及び天然記念物の指定当時に比して潜在した価値の顕在化や回復、望ましい風致景観への改善等を視野に入れ、適切な保存管理を行う。 (3) 名勝及び天然記念物白糸ノ滝の指定地域は、河川敷と公有地・民有地に及ぶため、指定地の所有状況も勘案した上で、名勝及び天然記念物としての価値並びに景観の維持を図るために、指定地内を3地区¹⁾に区分して保存管理を行う。 (4) 周辺地域は、指定地外に当たるが、名勝及び天然記念物白糸ノ滝の価値を保護する上で重要な地域である。周辺地域においても開発行為や大雨等による滝の崩壊等の負荷行為に十分留意し、周辺環境を適切に維持管理する。		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ²⁾	(1) 自然的要素 1) 地形・地質に関する要素 i) 古富士泥流堆積物 ii) 白糸溶岩流 2) 滝・湧水に関する要素 i) 白糸の滝³⁾ ii) 鬢撫水 3) 植物に関する要素 (2) 人文的要素 1) 信仰に関わる要素		

¹⁾ 地区；第1種保護地区、第2種保護地区、第3種保護地区の3つ地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)130ページ表18及び本包括的保存管理計画(分冊1)131ページ図32を参照されたい。なお、構成資産に含まれていない第2種保護地区及び第3種保護地区については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

²⁾ 本質的価値を構成する要素；名勝及び天然記念物白糸ノ滝の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である白糸ノ滝(構成資産 24)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)65ページ図46を参照されたい。

³⁾ 白糸の滝；名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」は滝つぼだけでなく、その周囲も範囲指定されていることから、本書では滝そのものを示す場合は白糸の滝と表記し、指定地全体を示す場合は「白糸ノ滝」と表記する。

	i) 富士講 2) 眺望・景観に関する要素 i) 白糸の滝の勝景 ii) 富士山の展望 3) その他の要素 i) 富士の巻狩伝承 ii) 歌碑 (3) 社会的要素 1) 標識等
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	各地区に含まれる構成要素を適切に保存管理する。 (1) 第1種保護地区 名勝及び天然記念物白糸ノ滝の中核をなす地区として、特に厳しい保護管理を行うこととする。風致景観の保護及びその顕在化・回復に努めるものとし、将来的には人工物の撤去を目指す。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) 第1種保護地区 1) 原則として、次に該当する行為以外の現状変更等は許可しない。 i) 風致景観の維持及びその回復を含めた保存管理又は整備活用を目的とするもの ii) 名勝及び天然記念物の保存管理上必要な施設・工作物¹の設置 iii) 安全対策上必要な措置 2) 各構成要素に関する具体的な取扱基準を以下に示す。 i) 土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石の採取 a) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為及び土壌・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全対策上必要な措置及び調査研究を目的とするものについては、この限りでない。 ii) 動物の捕獲及び放流・放鳥等、植物の採取・植栽、木竹の伐採・植栽 a) 動物の捕獲及び放流・放鳥等は原則として許可しない。ただし、風致景観の保存を目的とするもの、安全対策上必要な措置及び調査研究を目的とするものについては、この限りでない。 b) 植物の採取・植栽は原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りではない。 ➤ 風致景観の保存を目的とするもの。ただし、植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 ➤ 調査研究を目的とするもの。 ➤ 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 c) 木竹の伐採・植栽については原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限り

¹ 工作物;名勝及び天然記念物白糸ノ滝保存管理計画では、地上・地中に手を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑤に示すものとする。①案内板(例)制札、文化財等説明板、文化財等説明碑等、②危険防止のための工作物(例)転落防止柵、手すり等、③石碑、記念碑、④橋、⑤その他(例)ベンチ、外灯等

	でない。 ➤ 風致景観の保存を目的とするもの。ただし、植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 ➤ 危険木の伐採等、安全対策上必要な措置。ただし、景観に配慮し、風致景観の保存に努めるものとする。 ➤ 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 iii) 建築物の新築・増築・改築・除却 a) 建築物の新築・増築・改築は原則として許可しない。 b) 既存の建築物については、除却に努めるものとし、除却が困難である場合は、規模・形態・色彩・材質等において景観と調和するよう改良に努めるものとする。 iv) 工作物の設置・改修・復旧・除却 a) 工作物の新たな設置は原則として許可しない。ただし、風致景観の保存に関わるもの、名勝及び天然記念物の保存管理上必要なもの、安全対策上必要なもの及び公共に要するものについては、必要最小限とし、かつ規模・形態・色彩・材質・位置等において風致景観と調和するよう配慮するものとする。 b) 既存の工作物については、除却に努めるものとする。ただし、風致景観の保存に関わるもの、名勝及び天然記念物の保存管理上必要なもの、安全対策上必要なもの及び公共に要するものについては、改修・復旧の際に、規模・形態・色彩・材質等において風致景観と調和するよう改良に努めるものとする。 c) 前号に関わらず、人文的要素となる工作物については、き損した場合は、その歴史的価値を維持し、適切に復旧するよう努めるものとする。 v) 入水行為及び水の採取 a) 入水行為及び水の採取は、原則として許可しない。ただし、安全対策上必要な措置及び調査研究を目的とするものについては、この限りでない。
7. 整備・活用の方針	(1) 白糸ノ滝の持つ本質的価値について、地域住民や来訪者の間に広く広報・情報提供を行う必要がある。地域住民や来訪者が白糸ノ滝の価値を再認識することは、白糸ノ滝に親しむ心を涵養し、もってその保存に資すると考えられる。 (2) 白糸ノ滝及びその周辺は、富士の巻狩や富士講にまつわる歴史・伝承の舞台であり、その優れた景勝は芸術作品の題材になっているため、富士山の文化を学ぶ場として活用するとともに、豊かな文化を育む場としての活用を目指す。 (3) 国内でも稀な湧水に起因する白糸ノ滝では、富士山麓の湧水の仕組みを観察でき、指定地は特色ある地質が観察できる場所であるため、富士山の成り立ちや地質・湧水等の自然を学ぶ自然科学教育の場としての活用を目指す。 (4) より多くの来訪者に白糸ノ滝の優れた景観を鑑賞してもらうことができるよう努める必要がある。また、量的観光ではなく、質的観光が求められていることから、白糸ノ滝を通して、富士山の自然環境や文化に触れ、学ぶことを目的とした学習志向の観光を考える。

表18 名勝及び天然記念物白糸ノ滝における地区区分

区分	区域
第1種保護地区	白糸の滝を中心とし、その滝つぼ、滝から繋がる両岸の崖、滝から流出する河川とその河川敷を含む区域。
第2種保護地区	音止の滝と中心とし、その滝つぼ、滝から繋がる両岸の崖、滝の上流部及び下流部の河川と河川敷を含む区域。
第3種保護地区	第1種及び第2種保護地区以外の区域。

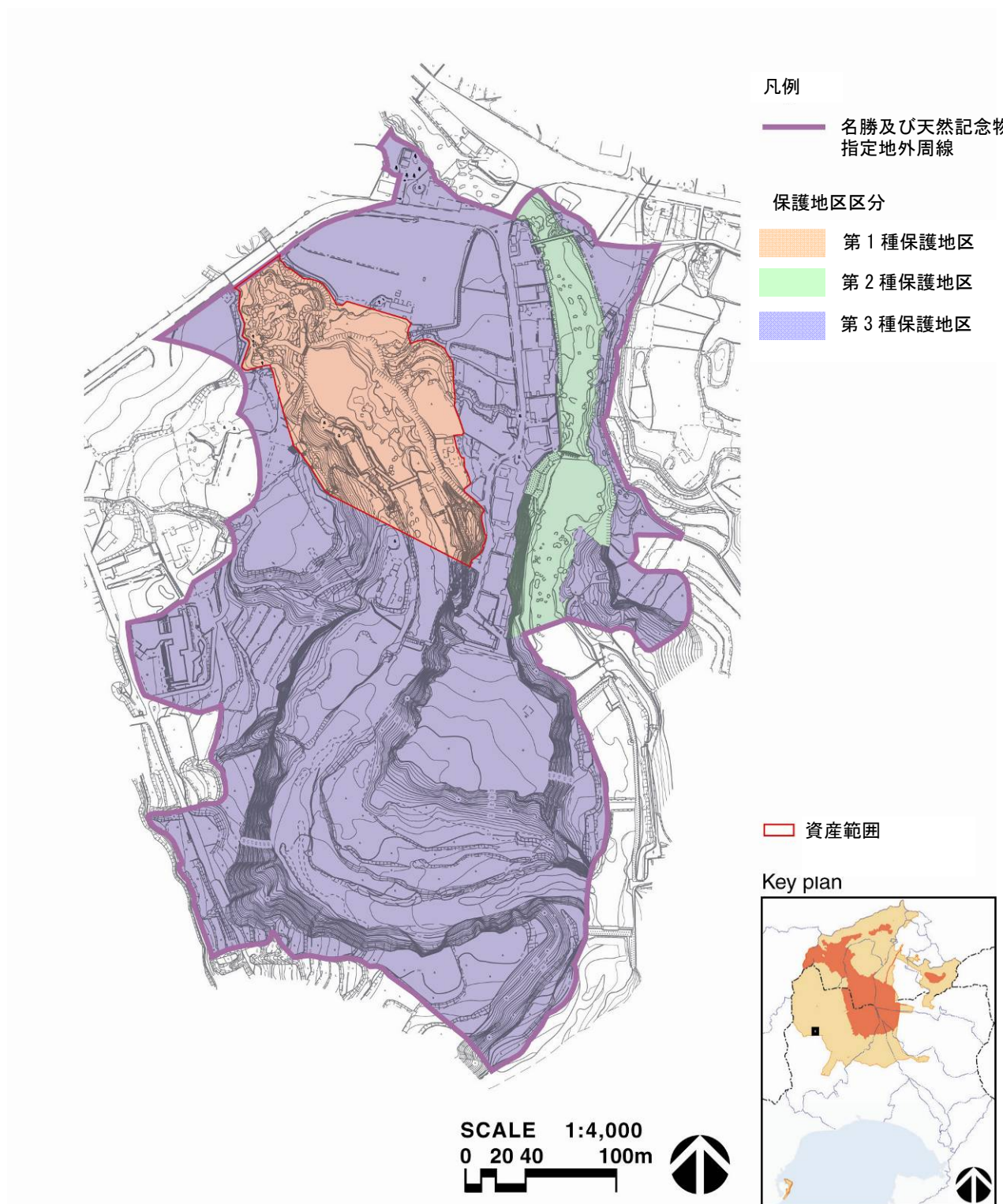


図32 名勝及び天然記念物白糸ノ滝 地区区分図

16. 名勝三保松原保存管理計画 概要

構成資産又は 構成要素名	三保松原		
文化財の名称	三保松原	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	名勝三保松原は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の「芸術の源泉」の側面において不可欠の構成資産であり、富士山を描く際の典型的構図に含まれる景勝地として知られ、歌川広重等の作品をはじめ、海外にも著名な芸術作品の視点場又は、舞台となった場所である。		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	1922年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、名勝として指定された。 1977年 名勝の指定地の一部が解除された。 1990年 隣接地が名勝として追加指定され、指定地の一部が解除された。		
3. 保存管理の 基本指針	(1) 松原の保全・管理・育成 1) 下草刈り、草取り、松葉除去、除伐、間伐、異種樹木の除去などを実施し、マツの保全育成に努め、森林環境を整備する。 2) 巡視員の監視により、病虫害被害木の早期発見・早期処理に努め、その伝染を防止する。 3) 害虫被害予防のための薬剤の注入や樹勢が衰えたマツに対する活性剤の注入などを実施するとともに、必要な箇所には植樹を行うなど美しい松林の維持を図る。 4) 松林は保安林・防潮林として指定されていることから、その所有者は責任を持ってマツの保全に努める。 (2) 海岸の保全・管理・養浜 1) 海岸管理者は、海岸保護のために消波ブロックを設置し、サンドリサイクル工法等で海岸保全に努める。 2) 防潮堤や消波ブロック等が風致景観に与える影響が大きいことから、風致景観に配慮した構造となるよう工夫する。 3) 海浜に自生する植物(はまゆう・ハマヒルガオ・ハマゴウ)などの保護・育成を図る。 (3) 富士山の眺望ポイントの確保については、以下の特性を活かした保全・活用を図る。 1) 羽衣の松付近の海岸は、三保松原における白砂青松と富士山が同時に視界に入る最も人気の高いビューポイントである。 2) 羽衣の松から数百メートル北側の鎌ヶ崎から松原越しに見る富士山は、画家が好んで描いた風致景観である。 3) 清水灯台付近からの富士山の眺望は、力強く雄大であり、観る者を勇気づける力がある。 4) 真崎からの清水港と富士山は、自然と建築物の色彩などの人工物が調和し、いきいきとした姿に感じられる。 (4) 名勝に相応しい良好な環境整備 1) 展望地点、公園、遊歩道、自転車道、駐車場などの整備・維持管理を通じて、観賞者の心に残る名勝となるような環境を整備する。		

	2) 松林内の環境維持のため、ごみ等の不法投棄の禁止を呼び掛け、巡視活動を実施する。 3) 民間活力による、宿泊施設・観光物産施設などの充実を図り、観光地としての魅力を高めていく。
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	(1) 自然的要素 1) 植物 a) クロマツの群生地 2) 地形・地質・砂浜 b) 砂嘴 3) 風致景観 (2) 歴史的社会的要素(有形) 1) 羽衣の松 2) 御穂神社・羽車神社 (3) 歴史的社会的要素(無形) 1) 羽衣伝説 2) 文学(和歌) 3) 美術
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	(1) 自然的要素 1) 海岸侵食の進行を止めるべく、消波ブロックや侵食の激しい箇所への砂の搬入など養浜工事を継続して行い、三保半島の海岸を守る。 2) マツノザイセンチュウによる松枯れ被害が激しくなっており、被害木の伐倒を早急に行い、他のマツへの被害の広がりを防ぐ対策や、薬剤の散布などを計画的に実施する。 3) シロアリについては薬剤による駆除や防除を行う。 4) 下草刈りや松葉の清掃、松枯れ予防剤の樹幹への注入業務などで松原の保全を図る。 (2) 歴史的社会的要素 1) 三保松原の本質的価値は、富士山と切っても切り離せないものであるため、太古の昔からあるものを未来にもあるものとするために、今できることを地道に堅実に行う。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	5つの地区¹に区分し、現状変更等の基準を明記する。 (1) 特別規制A地区 1) 防潮堤外側の国有浜地の海浜地区で、松原の風致景観保護のため、現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。 a) 人命の安全を確保するためのもの

¹ **本質的価値を構成する要素**; 名勝三保松原の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である三保松原(構成資産 25)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)67ページ図47を参照されたい。

¹ **地区**; 特別規制A地区、特別規制B地区、第1種規制地区、第2種規制地区、第3種規制地区の5つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)135ページ表19及び本包括的保存管理計画(分冊1)136ページ図33を参照されたい。

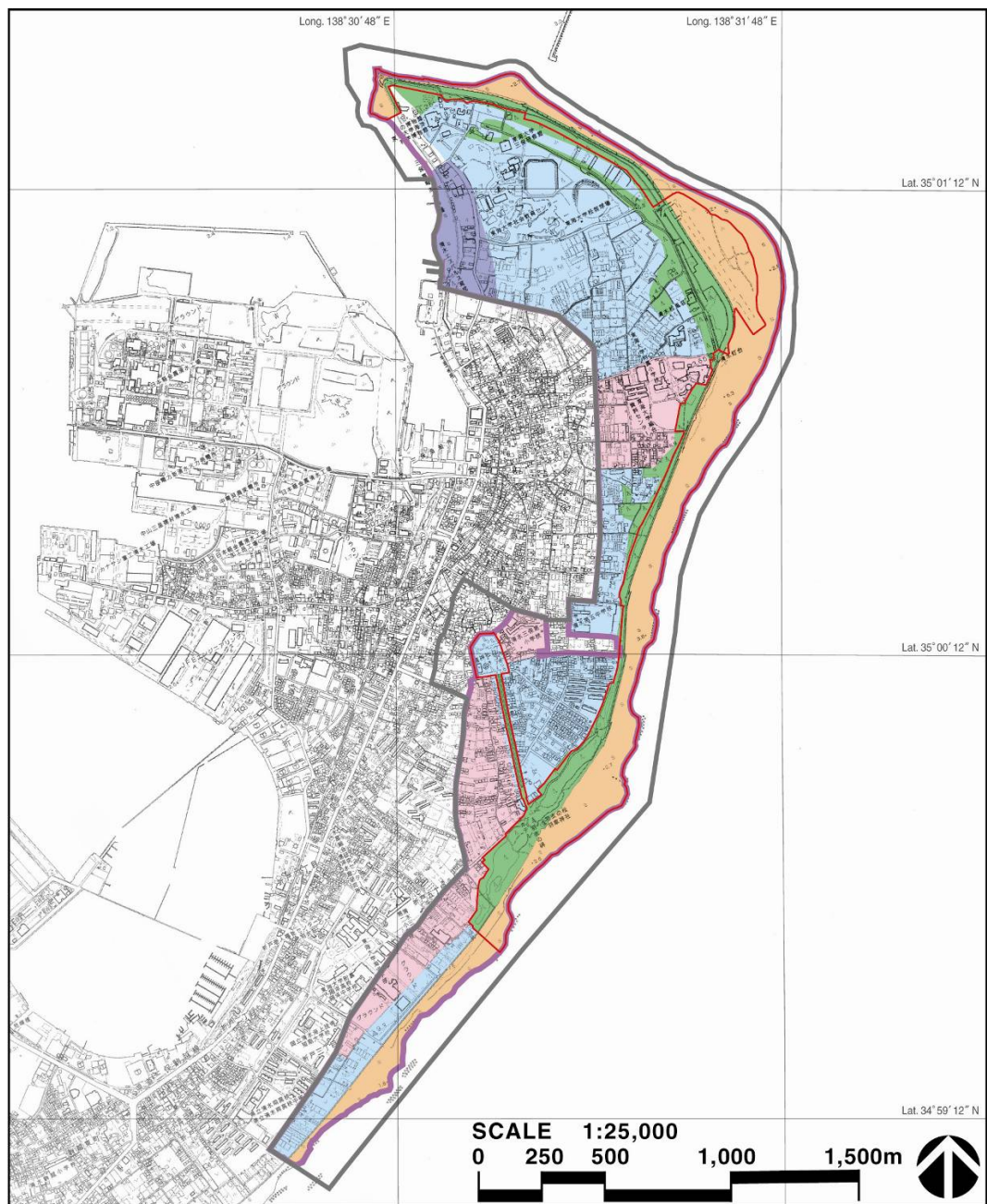
	b) 海岸保全上必要なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの c) 既存の飛行場の滑走路の整備 (2) 特別規制B地区 1) 松原としての優れた風致景観を保ち価値の極めて高い地区であり、将来に渡って松原を保護し、風致景観の維持を図るとともに、その回復に努めるものとする。従って、風致景観の維持及びその回復を目的とする事業以外の現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。 a) 人命の安全を確保するためのもの b) 福祉上欠くことのできない公共施設で、他の地域では設置の意義を失うもの c) 既存の構築物¹の改築で建築面積及び高さを上回らず、風致景観に配慮したもの d) 都市公園としての機能を有する施設(トイレ、水飲み場、ベンチ、遊歩道等)の設置 e) 災害復旧等の公共事業 f) 既存飛行場について業務遂行に必要な管制施設、格納庫の整備 (3) 第1種規制地区 1) 特別規制地区に次ぐ、優れた三保松原の風致景観を形成しており、風致景観の維持を図っていく地区であるが、地域経済社会の振興と発展に配慮する必要がある。従って、原則として次のような行為は認めない。 a) 高さ17m以上の構築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から25mを超えないものを除く。 b) 前項の規制を超える既存の構築物で、既存の高さを上回る増改築。 c) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。 d) 環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。 e) 風致景観を損なう恐れのあると認められる形状及び彩色の構築物の設置。
7. 整備・活用の方針	(1) 松原からの富士山や駿河湾の眺望の価値を理解してもらうために、人々が集い憩える公園や遊歩道、駐車場等の整備を進める。 (2) 松原の総量を維持する。 (3) 雨天の際にも、名勝の価値を体験できる施設を整備する。 (4) 地域住民に三保松原が持つ魅力を広く情報発信し、貴重な財産として認識してもらう。 (5) 地元自治会を中心として、各種団体を有効に活用し、松原保全のために主体的積極的な活動を推進する。 (6) 地元の学校や生涯学習施設などで松原や富士山を学習する機会を設け、清掃などの奉仕活動の実践を通して、地域の財産としての認識を深める。 (7) 名勝三保松原を、近郊の様々な文化財と共に保全、活用を図り、多くの観賞者の心の

¹ 構築物；名勝三保松原保存管理計画では、建築物及び工作物を併せたものをいう。このうち工作物は地上・地中に手を加えて製作したものうち、建築物を除いて次の①～⑤に示すものとする。①案内板(制札、文化財等説明板)、②危険防止のための工作物(転落防止柵、手すり等)、③石碑、記念碑、④橋、⑤その他(ベンチ、外灯、電柱、電線)

	中に新鮮な感動や喜びを与える名勝として、後世に継承したいと願う気持ちを育むことが重要である。
--	--

表19 名勝三保松原における地区区分

区分	区域
特別規制A地区	防潮堤外側の国有浜地。真崎灯台の内海側の第2種規制地区との境界は、隣接する特別規制B地区と第2種規制地区との境界(松林が途切れる所)の延長線上。
特別規制B地区	特別規制A地区との境界は防潮堤外側、その他の規制地区との境界は、羽衣参道は道路外側、それ以外は平成22年4月1日現在において松原を形成している地区。真崎先端の境界は真崎灯台と国土交通省財産及び民地側の境界を結んだ線。
第1種規制地区	真崎付近の第2種規制地区及び第3種規制地区との境界は、都市計画道路の中心線、字広道の第2種規制地区との境界、字羽衣脇の三保第一小学校を中心とする第2種規制地区との境界及び大字折戸地区における第2種規制地区との境界は、隣接する道路の中心を境界。羽衣参道西側の第2種規制地区との境界は、羽衣参道中心より25mの位置。
第2種規制地区	真崎付近第3種規制地区との境界は、市道本村海岸58号の中心の延長。その他の地区との境界は前項特別規制A地区、特別規制B地区、第1種規制地区を参照。
第3種規制地区	三保半島内海側の区域。各地区との境界は、前項特別規制B地区、第1種規制地区、第2種規制地区を参照。



凡例

— 名勝指定地外周線

— 資産範囲
— 緩衝地帯

保護地区区分

特別規制 A 地区

特別規制 B 地区

第 1 種規制地区

第 2 種規制地区

第 3 種規制地区

Key plan

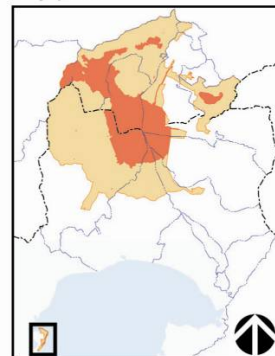


図33 名勝三保松原 地区区分図

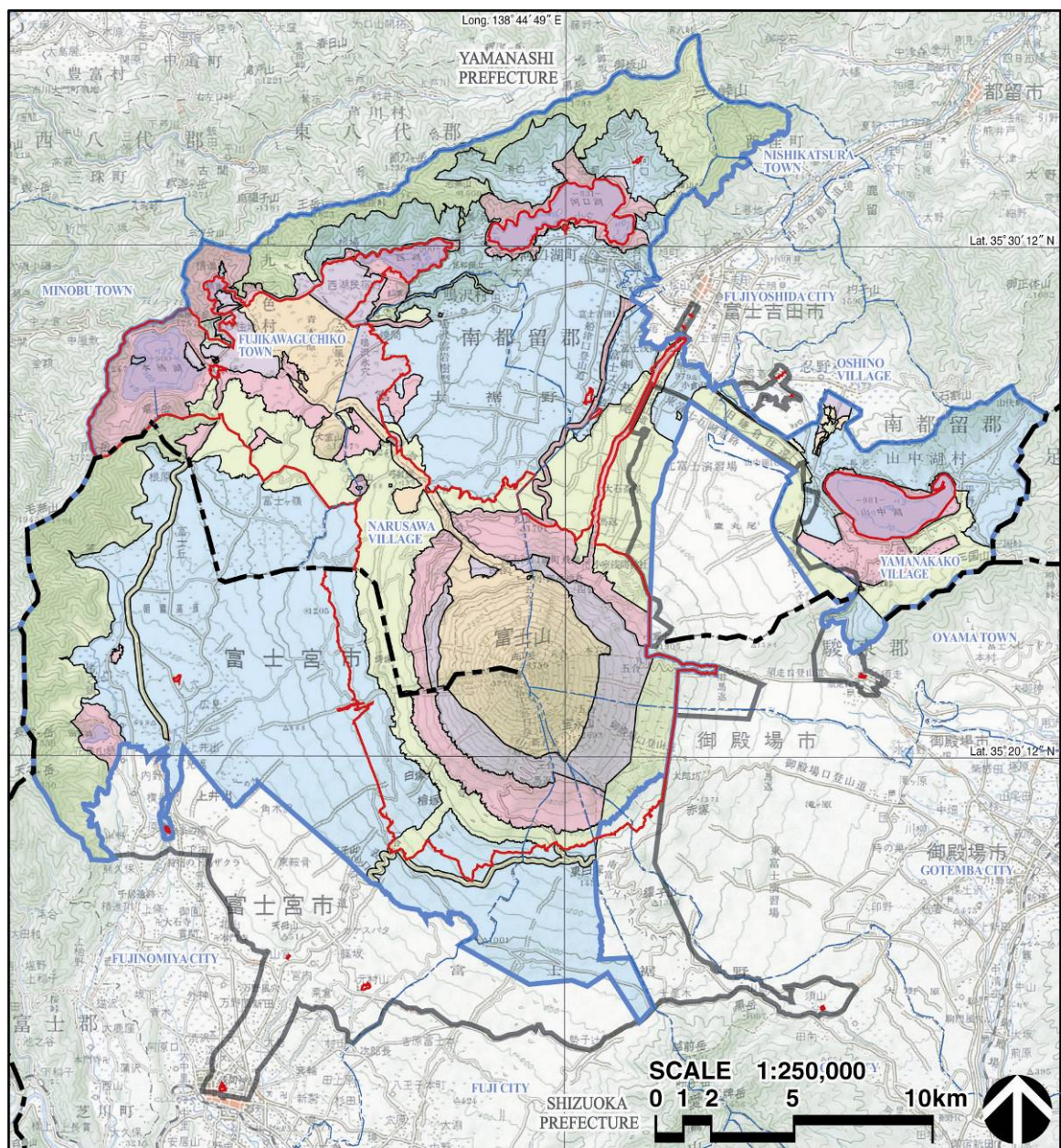
第2 自然公園法に基づく関係計画概要

1. 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画

構成資産範囲	富士山城、富士御室浅間神社、山中湖、河口湖、吉田胎内樹型、白糸ノ滝
1. 保護計画 (基本方針)	(1) 特別地域¹ 1) 特別保護地区 次に該当する厳正な保護を図る必要がある本公園の核心地域。 i) 核心的な火山地形を有する地域、側火山(寄生火山)地形を有する地域、特異な火山地形(溶岩風穴や溶岩樹型)を有する地域。 ii) 優れた自然林を有する地域。 iii) ハリモミの自生地として重要な地域。 2) 第1種特別地域 次に該当する地域で、特別保護地区に準じ、厳正にその風致の維持を図る必要性が高い地域。 i) 優れた自然林を有する地域。 ii) 溶岩流、噴火口跡、火山洞穴・風穴の特異な火山地形を有する地域。 3) 第2種特別地域 次に該当する地域で、特に農林漁業活動については、努めて調整を図ることが必要な地域。 i) 良好な自然植生、富士山からの溶岩流、富士山の溶岩流によってできた自然湖、湿原等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域。 ii) 公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域。 iii) 集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域。 iv) 富士山の展望の前景にあたる等、富士山の眺望景観構成上重要な地域。 v) 富士山を代表する湧水地とその周辺地域。 4) 第3種特別地域 本地域の景観構成上重要な地域で風致の維持を図る必要性は高いが、森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動については、特に風致の維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域。 5) 乗入れ規制地域 貴重な自然環境の保護を図るため、オフロード車、オフロードバイクの乗入れによる自然環境への影響が出ている地域及びそのおそれの大きい地域。 (2) 普通地域 特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域。 (3) 保護施設 希少な植生の見られる地域について、その保護を図るため、植生復元施設を設置する。

¹ 自然公園地域区分;本包括的保存管理計画(分冊1)139ページ図34を参照されたい。

2. 利用計画 (基本計画)	(1)利用施設 本地域の利用形態は、富士山、御坂山系、天子山系、越前岳及び三国山等への登山や自然探勝、船遊び等がある。 富士山の登山者等に対し、車道及び歩道を計画するとともに、歩道沿線においては宿舎、園地、救急医療施設、案内所等を計画する。また、富士山五合目付近の車道終点には登山道及び周辺探勝利用者の駐車場、休憩所等を計画する。 さらに、富士山の自然、利用情報の提供、登山案内等のための博物展示施設を計画し、富士山の適正利用を目指すものとする。 富士山山麓部には各利用拠点を連絡する車道を計画し、また、富士五湖周辺には自然探勝等のための園地、宿舎、野営場等を計画する。 御坂山系、天子山系、越前岳及び三国山等への利用に対して、歩道を計画し、沿線には園地、宿舎等を計画する。
-------------------	---



凡例

— 富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
指定地外周線

— 資産範囲
— 緩衝地帯

特別保護地区

第1種特別地域

第2種特別地域

第3種特別地域

普通地域

図34 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)地域図

2. 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画

構成資産範囲	富士山城、富士御室浅間神社、山中湖、河口湖、吉田胎内樹型、白糸ノ滝				
1. 管理計画区 (対象地の概要)	富士山を中心として山梨・静岡両県にまたがる範囲。地形及び流域の一体性、風致景観の特性、利用形態、行政区分等を勘案し、3つの管理計画区¹に区分する。 (1) 富士山管理計画区 富士山の概ね五合目以上の火山荒原を主体とした標高3,776mの山頂部までの山梨県及び静岡県の同県にかかる富士山本体の区域。 (2) 富士山北麓管理計画区 富士山の山梨県側中腹部(概ね五合目約2,200m)から富士五湖に至る北部山麓。 (3) 富士山南麓管理計画区 富士山の静岡県側中腹部(概ね五合目約2,200m)から西と南に広がる山麓部。				
2. 富士山管理計画区	(1) 管理の基本的方針 1) 保護に関する方針 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全対象</th><th>保全方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ➤ 富士山の秀麗な山容 ➤ 植物の変遷過程 ➤ 富士山五合目付近の高山植物群落 </td><td>日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。</td></tr> </tbody> </table> 2) 利用に関する方針 i) 利用の特性及び利用方針 a) 富士山の利用は主として五合目以上の登山利用と五合目までの自動車利用の2形態に分かれる。登山者のほとんどが開山期間である7～8月の2ヶ月に集中する。五合目までは多くの人が車道を利用している。 b) 五合目までの車道の利用における諸問題については、五合目への過度な利用の集中を抑制するとともに、山麓区域における新たな公園利用地点への誘導を図る等の対策を検討する。また、歩道を整備し、散策等大自然とのふれあい利用を促進する。 ii) 利用施設の整備及び管理方針 a) 利用施設は、景観に配慮した規模及び外観とする。 b) 富士登山の歩道については、標識等の整備を図る。 c) 山小屋のトイレについては、環境に優しい排水処理等富士山にふさわしい施設になるよう指導する。 iii) 利用の指導及び利用規制方針 a) 利用者の安全対策 ➤ 登山道、山小屋、休憩所等の適切な整備と維持管理に努める。また、事故防止のため指導標、安全柵の設置、点検等を行う。	保全対象	保全方針	➤ 富士山の秀麗な山容 ➤ 植物の変遷過程 ➤ 富士山五合目付近の高山植物群落	日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。
保全対象	保全方針				
➤ 富士山の秀麗な山容 ➤ 植物の変遷過程 ➤ 富士山五合目付近の高山植物群落	日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。				

¹ 管理計画区;各管理計画区の範囲は本包括的保存管理計画(分冊1)146ページ図35を参照されたい。

3. 富士山北麓管理計画区	b) 利用者の誘導、規制	
	➤ 自然保護思想や公園利用マナーの普及啓発を行う。	
	(1) 管理の基本的方針	
	1) 保護に関する方針	
	保全対象	保全方針
	青木ヶ原樹海 (特別保護地区)	富士山西麓の溶岩流上に位置し、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする自然植生が広がり、溶岩風穴や溶岩樹型など特異な火山地形も点在する、すぐれた自然景観を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	山中ハリモミ純林 (特別保護地区)	山中のハリモミ林として知られ、国内でも希有な自然景観を呈し、学術的価値も高いすぐれた純林であるため、現景観を厳正に維持するとともに保護増殖を図る。
	片蓋山山頂の自然林 (特別保護地区)	富士山北西の側火山である片蓋山山頂部のイヌブナ等のすぐれた自然植生を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	精進口登山線沿線の植生の垂直分布 (特別保護地区) (第2種特別地域)	精進口登山線道路(歩道)に位置し、ヒノキ・シノブカグマ群集の山地帯植生からシラビソ・オオシラビソ群集の亜高山帯植生等への、植生の垂直分布がすぐれた地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	梨ヶ原車道沿いのアカマツ林及びカラマツ林 (第1種特別地域) (第3種特別地域)	須走吉田線道路(車道)沿いに良好なアカマツ林及びカラマツ林等が残存する歴史的名勝である優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
	三ツ峠山 (第1種特別地域)	三ツ峠山のクリ、ミズナラ、ハリモミの自然植生等で構成される優れた自然景観を有する地域であるため、現景観の維持を図る。
	長崎半島のアカマツ林 (第1種特別地域)	本栖湖の西側に突き出た長崎半島は、アカマツ林の自然植生等で構成される優れた自然景観を有している地域であるため、現景観の維持を図る。
	富士五湖 (第2種特別地域)	富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の水質保全に留意し、富士五湖固有のマリモの保護を図るとともに一帯の優れた湖沼の風致景観の維持を図る。
	富士スバルライン沿線のアカマツ林 (第2種特別地域)	剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布し、富士山への主要利用者車道の一つであるスバルライン沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。

魔王の社寺林 (第2種特別地域)	ケヤキ、エノキ等で構成される良好な社寺林等の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
諏訪森、富士吉田口登山沿線 (第2種特別地域)	アカマツ林の森林景観及び標高 1,200m付近のレンゲツツジ、フジザクラの群生地等がみられる登山道沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、適切な管理を行いつつ風致景観の維持を図る。

2) 利用に関する方針

a) 利用の特性及び利用方針

i) 利用の特性

- 本地域の利用形態は、富士五湖周辺を中心に休養、ドライブ等のほか、溶岩樹型や風穴等特殊地形の観察、良好な富士山の展望地点における写真撮影等の利用が掲げられる。

ii) 利用方針

- これらの公園利用者に対して、自然とのふれあいの増加を図られるよう各種基盤施設の整備充実と自然解説体制等ソフト面の対策の推進を図るとともに自然環境に対する配慮がなされるよう、適切な利用への誘導を図る。

b) 利用施設の整備及び管理方針

i) 整備方針

- 山麓部において自然とのふれあいを推進するための施設を中心として整備を図る。
- 快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大にならないよう留意する。
- 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境についても配慮する。
- 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意した整備を行う。
- 汚物処理等の整備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減する。

ii) 管理方針

- 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持する。
- 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行う。
- ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理する。

c) 利用の指導及び利用規制方針

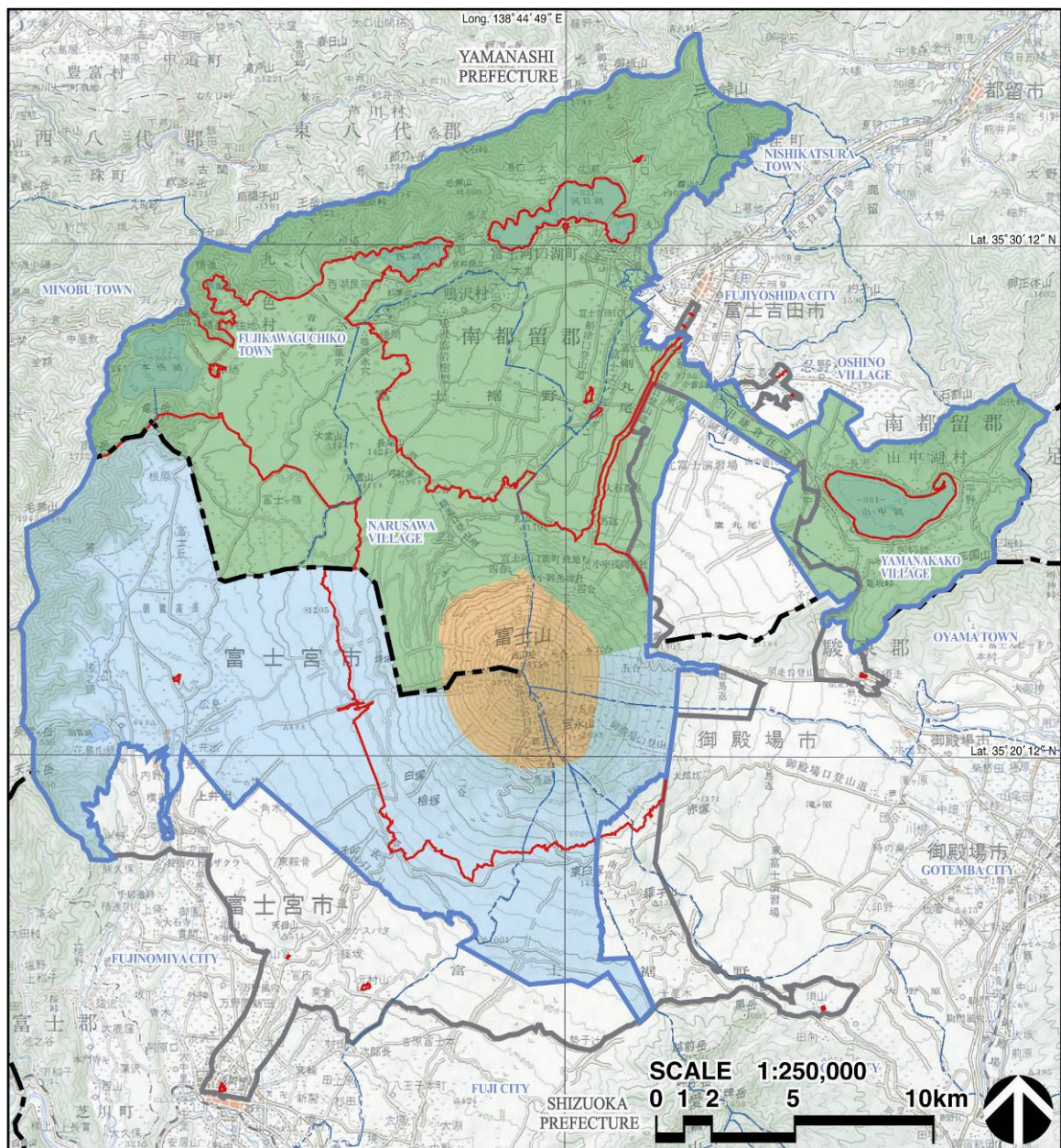
i) 利用指導方針

- 公園利用マナーの向上を図る。
- 自然に親しむ機会の増大を図る。

	➤ 自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行う。 ➤ 利用規制方針 ➤ 自然保護思想や公園利用マナーを普及啓発する。 ➤ 自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実していく。 ➤ オフロード車等の乗り入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図る。										
4. 富士山南麓管理計画区	(1) 管理の基本的方針 1) 保護に関する方針 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全対象</th><th>保全方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田貫湖及び小田貫湿原 (第2種特別地域)</td><td> 田貫湖は富士山麓における唯一の人造湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湿原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。 小田貫湿原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。 </td></tr> <tr> <td>白糸の滝 (第2種特別地域)</td><td> 富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 </td></tr> <tr> <td>公園事業道路(車道)沿線の風致保全 (第3種特別地域)</td><td> 基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。 </td></tr> <tr> <td>富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)</td><td> 富士山南面に広がるミズナラ、ブナの夏緑広葉樹林及び標高 1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の 人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。 </td></tr> </tbody> </table> 2) 利用に関する方針 i) 利用の特性及び利用方針 a) 富士山地域の利用は主に五合目に集中するため、利用者を田貫湖集団施設地	保全対象	保全方針	田貫湖及び小田貫湿原 (第2種特別地域)	田貫湖は富士山麓における唯一の人造湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湿原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。 小田貫湿原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。	白糸の滝 (第2種特別地域)	富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。	公園事業道路(車道)沿線の風致保全 (第3種特別地域)	基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。	富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)	富士山南面に広がるミズナラ、ブナの夏緑広葉樹林及び標高 1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の 人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。
保全対象	保全方針										
田貫湖及び小田貫湿原 (第2種特別地域)	田貫湖は富士山麓における唯一の人造湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湿原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。 小田貫湿原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。										
白糸の滝 (第2種特別地域)	富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。										
公園事業道路(車道)沿線の風致保全 (第3種特別地域)	基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。										
富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)	富士山南面に広がるミズナラ、ブナの夏緑広葉樹林及び標高 1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の 人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。										

	区等の山麓部の利用施設に分散させることが必要であり、富士山南麓の利用拠点としての施設の充実を図る。 ii) 利用施設の整備及び管理方針 a) 整備方針 ➤ 山麓部において自然とのふれあいを推進するための施設を中心として整備を図る。 ➤ 快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意する。 ➤ 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境についても配慮する。 ➤ 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意した整備を行う。 ➤ 汚物処理等の整備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減する。 b) 管理方針 ➤ 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持する。 ➤ 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行う。 ➤ ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理する。 iii) 利用の指導及び利用規制方針 a) 利用指導方針 ➤ 公園利用マナーの向上を図る。 ➤ 自然に親しむ機会の増大を図る。 ➤ 自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行う。 b) 利用規制方針 ➤ 自然保護思想や公園利用マナーを普及啓発する。 ➤ 自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実していく。 ➤ オフロード車等の乗り入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図る。
5. 利用者の指導に関する事項 ※各管理計画区共通	(1) 自然解説 1) 自然解説等利用者指導の充実を図る。 i) 自然に親しむ運動や利用者の指導を展開する。 ii) 自然に親しみ、健全な野外活動を促進するための基地として設置されるふれあい自然塾及び国民休暇村等の活用を図る。 iii) 民間の事業者が、主体的に自然解説や利用者の指導を行えるよう、必要な指導、助言を行う。 iv) 自然公園指導員や各種関係団体との連絡を密接に保ち、活動への適切な指導、協力を図るものとする。

	v)よりきめの細かい利用指導や利用者の自然保護思考が高まるよう、自然公園指導員の積極的な活動の推進やパークボランティア制度の導入、育成を図る。 (2)利用者の誘導、規制 1)誘導 i)歩道及び案内板等の整備を行い、新たな利用促進に努めることにより、過度の利用集中がみられる五合目から山麓部への利用の誘導を図る。 2)規制 i)野営地(野営指定地を含む。)以外でのキャンプ禁止を徹底する。 ii)高山植物の踏み荒らし、盗採等の防止を図るため、パトロール等を充実する。 iii)自然保護思想や公園利用者のマナーを普及啓発させるための事業を推進する。 特に以下の点について重点的に取り組むこととする。 a)利用者に対し、ゴミや残飯等が野生動物に与える影響を理解させるとともに、「ゴミ持ち帰り運動」をより一層推進する。 b)パラグライダー等の利用については、場所の選定等適切な指導を検討する。 c)マウンテンバイクは登山道へ持ち込まないよう指導を行う。 d)オフロード車、オフロードバイクの乗入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図る。 (3)利用者の安全対策 1)登山者に迅速に情報提供できる体制の検討を進める。 (4)快適な利用の維持対策 1)ヘリコプター(軽飛行機を含む)等による遊覧飛行については、行わないよう指導する。 2)拡声器の使用は音量や時間帯について十分配慮するよう指導する。
6. 地域の美化修景に関する事項 ※各管理計画区共通	(1)美化清掃計画 1)各種団体による清掃を実施する。 (2)修景緑化計画 1)各種工事にあたっては、現存植生を極力保持する措置を講じ、やむを得ず支障となる表土及び植物は、仮置き仮植のうえ活用するよう指導する。 2)修景緑化にあたっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる等、原則として当地域以外に生育する植物の種類を用いないよう指導する。



凡例

- | | |
|---|--|
| — 富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
指定地外周線 | — 資産範囲 |
| — 富士山管理計画区 | — 緩衝地帯 |
| — 富士山北麓管理計画区 | |
| — 富士山南麓管理計画区 | |

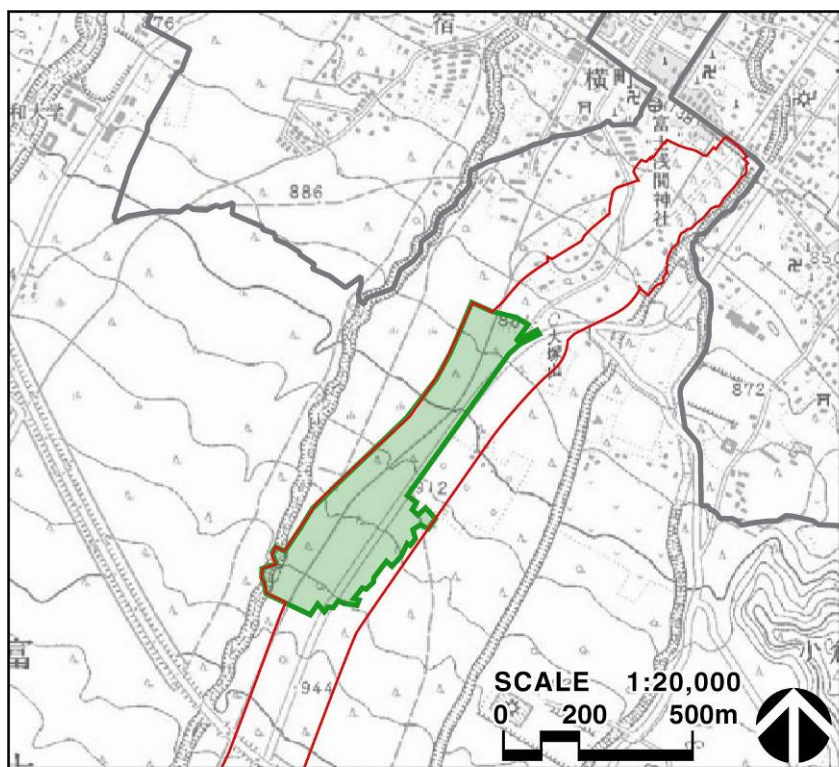
図35 富士箱根伊豆国立公園富士山地域 管理計画図

第3 国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要

1. 山梨東部森林計画区地域管理経営計画

構成資産範囲	富士山城の一部(吉田口登山道の一部)
1. 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	(1) 国有林野の管理経営の基本方針 当計画の対象は、山梨東部森林計画区の国有林野16haである。 当計画区は、富士山を頂点とする富士火山地、丹沢山地、秩父山地から構成され、主な水系は相模川の支流である桂川、道志川等から形成されている。 国有林は、富士山北東の裾野に広がる平坦地に位置し、全域が「富士箱根伊豆国立公園」に指定されており、そのほとんどが、寛永年間(1624～1643)に植栽されたアカマツ林で構成されるなど、貴重な植物群落を維持しており、史跡名勝天然記念物に指定されている。 一方、森林に対する国民の要請は、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化しており、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組が求められている。 このような当計画区の特質や国民のニーズを踏まえ、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた国有林野の管理経営を行うこととする。 (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 本計画区の特色を生かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進等の面で多様化していることを踏まえ、地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取り組みを推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営をおこなうこととする。国有林野を豊かな生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の2つに区分し、管理経営を行うこととする。 1) 自然維持タイプにおける管理経営の指針等に関する事項 自然維持タイプについては自然の推移に委ねることを原則として、野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。 特に、学術的に貴重な森林を保護林として設定し、目的に応じて適切に保護管理を行うこととする。 また、歩道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持、管理及び利用を促進する。 2) 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針に関する事項 森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営をおこなうものとする。

	(3) 流域管理システムの推進に必要な事項 当流域における国有林は、富士吉田市に16ha が賦存し、地域住民に対する情報提供の推進、森林の持つ公益的機能の発揮などが求められている。 このため、地方公共団体、富士川上流森林・林業活性化ネットワーク等を通じて情報を交換するなど、民有林関係者及び関係機関等と連携を図りつつ、森林の有する多面的機能のPR等に努めることとする。 また、当流域の国有林は、「富士山」として世界文化遺産に暫定登録をされており、今後、関係機関と連携して登録に向けた取組を推進することとする。
2. 国有林野の維持及び保存に関する事項	(1) 巡視に関する事項 1) 山火事防止等の森林保全巡視 当計画区の森林は、植物群落保護林が大部分を占め、貴重な森林であること、また、富士五湖周辺の観光地にあり、森林への入り込み利用者もあることから、地元自治体、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事防止、廃棄物等の不法投棄防止、貴重な動植物の保護等の森林保全管理に努めることとする。 2) 入林マナーの啓発・普及 近年、国有林野への入林者は、登山や森林散策等、森林との積極的なふれあい志向を背景として年々増加傾向にあり、それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっていることから、入林マナーの啓発・普及等を進めるため、地元自治体、観光協会、ボランティア等との連携を強化し、国有林野の保全管理に資することとする。 (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 松くい虫をはじめとする森林病虫害等の諸被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林との連携を図りつつ、まん延を防止するため適切な防除に努めるものとする。 (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 1) 保護林 保護林は、野生動植物の生育・生息の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林を選定している。



凡例

山梨東部森林計画区

資産範囲
 緩衝地帯

Key plan

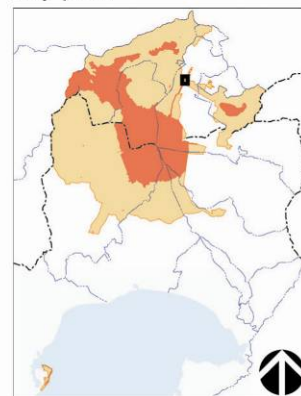


図36 山梨東部森林計画区 位置図

2. 富士森林計画区地域管理経営計画

構成資産範囲	富士山城(大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道)
1. 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	(1) 国有林野の管理経営の基本方針 当計画の対象は、静岡県北東部に位置する富士森林計画区内の国有林野 17 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 22%を占めている。 当計画区の北部には、日本を代表する富士山などの著名な山がある。 当計画区内の主な河川は、鮎沢川が東流し神奈川県で酒匂川と合流して相模湾へ、黄瀬川、高橋川、潤井川はそれぞれ狩野川、沼川、富士川と合流して駿河湾へ注いでおり、国有林野はこれら河川や柿田川、白糸の滝、浅間神社境内の湧玉池などで有名な湧水群の源流部として重要な水源地帯に位置している。 当計画区内の富士山地区では、山地帯のブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹やウラジロモミ等の針葉樹、亜高山帯のダケカンバ、コメツガ、カラマツ等に推移する垂直分布がみられ「富士箱根伊豆国立公園」に指定されている。 また、水源かん養保安林が国有林野面積の71%を占め、周辺市町村の生活用水、工業用水、農業用水などの水源林として重要な役割を担っているほか、富士山などへの登山や散策、森林を利用したレクリエーション等保健休養の場として、四季を通じて多くの人々に利用されている。 富士山には大沢崩れをはじめとする浸食・崩壊が進む谷があり、土砂流出防備保安林に指定されている。その下流域では土石流を防ぐため治山事業を継続的に実施している。 (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 1) 機能類型毎の管理経営の方向 当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、管理経営を行うこととする。 a) 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針に関する事項 山地災害防止タイプにおいては、136haを設定し、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じた施設の整備を図り、土砂流出・崩壊防備エリアとして取り扱う。 b) 自然維持タイプにおける管理経営の指針に関する事項 自然維持タイプについては、6,356ha(うち保護林 2,535ha)を設定し、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生

息・生育に資するために必要な管理経営を行うこととする。なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

c) 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針に関する事項

森林空間利用タイプについては、2,776ha(うちレクリエーションの森 1,765ha)を設定し、保健・文化・教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。なお、国民の保健・文化的利用に供するために施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定している。

d) 水源涵養タイプにおける管理経営の指針に関する事項

水源涵養タイプは、7,587ha を設定し、管理経営を行うこととする。2) 地域ごとの機能類型の方向

a) 富士山地区(1～300 林班、459～501 林班)

本地区は、計画区の北部の富士山に位置し、北側は山梨県境に接している。富士山を源とする湧水群や大小河川が黄瀬川、潤井川、芝川等に合流し、駿河湾に注いでいる。

➤ 富士山西面地域

本地域の国有林野は、ヒノキやウラジロモミを主とする人工林地帯であり、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、健全な人工林の管理を進めながら水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、「大沢崩れ」をはじめとする浸食・崩壊が進む谷があり、土砂流出防備保安林に指定され継続的に治山事業を実施していることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

➤ 富士山南面中腹地域

本地域の国有林野は、ヒノキやウラジロモミを主とした人工林が主体で、中央部に「富士山スカイライン」が横断しており、多くの人が立ち入りやすい地域である。このため森林や自然にふれあえる場所として提供するため、富士山自然休養林を設定し、景観の向上やレクリエーション利用を考慮した森林の整備を行うこととしている。また、協定による国民参加の森づくりを推進する「ふれあいの森」等として、多くの NPO や市民団体にフィールドの提供を行っていることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能を重視した管理経営を行うこととする。また、本地域のほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていることから、レクリエーション利用の場として提供する国有林野以外については水源涵養タイプに区分し、健全な人工林の管理を進めながら水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

➤ 高標高地域(標高約 1,500m～3,200m)

本地域の国有林野は、標高差が 1,700m におよび、植生もウラジロモミの人

	工林、モミ類やブナを主体とした天然林等の山地帯から、カラマツ、カンバ類等の亜高山帯の森林を経て森林限界へと変化に富んだ垂直分布が見られる。 標高 2,000m～2,500m 付近には原生的で貴重な天然林を「富士山大沢カラマツ・イラモミ・ウラジロモミ群落林木遺伝資源保存林」、「富士山亜高山帯植物群落保護林」に、標高 2,500m 以上の岩石地帯は特異な地形、地質を有していることから「富士山特定地理等保護林」に設定している。保護林の下部には富士山を横断するように「富士山緑の回廊」を設定している。さらに本地域全域が「富士箱根伊豆国立公園」特別地域に指定されている。このため自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。 (3) 流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、流域森林・林業活性化協議会の場を通じ、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。
2. 国有林野の維持及び保存に関する事項	(1) 巡視に関する事項 1) 山火事防止等の森林保全管理 当計画区は、冬期から新緑期にかけて降水量が少なく、乾燥が著しい地域であり、林内には乾燥した枯れ葉が堆積している。この時期は狩猟期とも重なり、県内外から狩猟者の入山が多く、山火事発生の危険が増大する時期でもあり特に注意が必要である。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、早期発見や未然防止が必要である。 このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努めることとする。 2) 入林マナーの啓発・普及 当計画区は、山岳、峡谷、豊かな森林等優れた自然景観に恵まれており、近年の登山、トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にあるが、それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。このため、地元自治体や観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。 (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項 平成22年、県内で初めてカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害の発生が確認された。また、平成14～15年度には富士山地区のウラジロモミ林等において、ツヅリハマキによる立ち枯れ被害が発生している。これら森林病虫害のまん延防止のため早期発見に努め、関係機関との連携を密にしていくこととする。

(3) 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

1) 保護林

保護林は、動植物の生息・生育状況や地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとし、当計画区では2,535ha(8箇所)を設定している。

a) 林木遺伝資源保存林 843ha(3箇所)

b) 植物群落保護林 765ha(4箇所)

c) 特定地理等保護林 927ha(1箇所)

2) 緑の回廊

当計画区ではツキノワグマをはじめとして多種類の野生動物、立地条件に応じた多様な植物群落が生息・生育していることから野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全を促進するため、既存の保護林をそれぞれ連結する「緑の回廊」を設定する。

a) 富士山緑の回廊 24.2km

b) 丹沢緑の回廊 43.0km(うち当計画区内は6.0km)

緑の回廊では、野生動植物の移動や生息・生育及び採餌等に良好な状態となるよう維持・整備を適切に実施し、伐採及び更新・保育を実施する場合は、野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期を選定するなど配慮する。

緑の回廊の管理にあたっては、各種法規制によるとともに次の事項等に配慮する。

ア) 動植物の保護: 原則として狩猟は行わないこととし、植物の採取は行わない。

イ) 巡視にあたっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握、入林者への緑の回廊の普及啓発に努める。

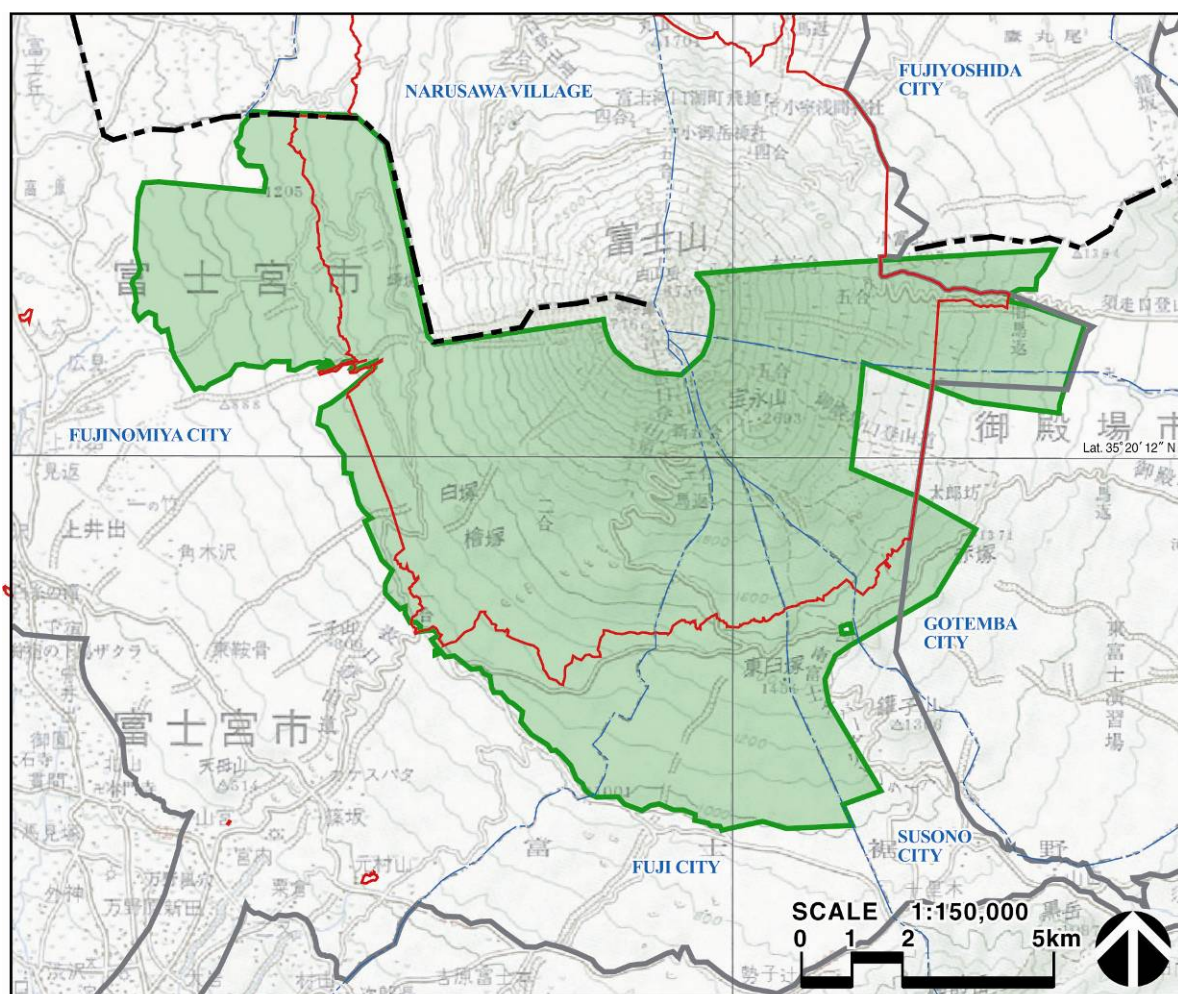
ウ) 施設整備、治山施設等の設置にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼさないよう配慮する。

エ) 森林環境教育の場として活用する場合は、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮する。(3) その他必要な事項

1) ニホンジカ、ツキノワグマによる食害、剥皮(樹皮剥ぎ)に関する事項

近年、ニホンジカによる植栽木の食害やニホンジカ、ツキノワグマによる樹幹の剥皮が計画区全域で発生している。

このため、巡視等によりこれらの状況の把握に努め、立木の枯死が増大し公益的機能の低下のおそれのある箇所等を重点的に、シカ柵や単木の保護資材等の防除対策を行うとともに、地方公共団体等とも連携するなどにより、対策の充実に努めることとする。



凡例

富士森林計画区

資産範囲
緩衝地帯

Key plan

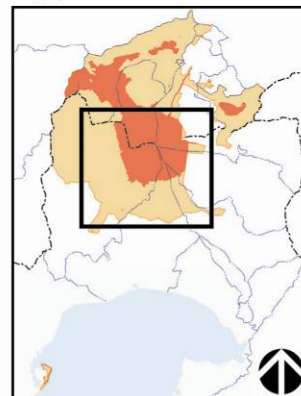


図37 富士森林計画区 位置図

